

このように功罪は相半ばする。ただ歴史は、人足寄場が幕府あるいは江戸後半期日本の刑政に不可欠なものとして存続、拡張され、やがては全国的に普及しようとしていたことを示している。その事実こそが、寄場の価値を、それを創始し育て上げたひとびとの努力の意義を、語っているのである。

(一九七四・三・一〇稿)

(1) 平松前掲「幕末期における犯罪と刑罰の実態——江戸小伝馬町牢屋記録による——」参照。

## 人足寄場の創始者長谷川平蔵

瀧川政次郎

はしがき

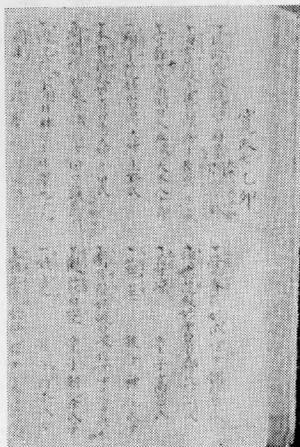
- 一 平蔵の出自と生い立ち
  - 一 長谷川氏の家系と家格
  - 二 平蔵の父備中守宣雄と平蔵の母
  - 三 平蔵の生い立ち
- 二 平蔵の職歴
  - 一 平蔵御番入
  - 二 平蔵布衣ゆるさる
  - 三 平蔵先手弓頭に遷り、火付盗賊改を加役せらる
- 三 火付盗賊改長谷川平蔵の活躍とその苦心
  - 一 火付盗賊改の役宅
  - 二 平蔵の捕盗
  - 三 平蔵の判決
  - 四 財政家としての平蔵
- 四 人足寄場の起立と平蔵
  - 一 人足寄場の先蹤—佐州水替人足と無宿養育所
  - 二 平蔵の猷議
  - 三 平蔵人足寄場取扱を命ぜらる
  - 四 定信が平蔵に人足寄場取扱を命じた魂胆
- 五 平蔵の晩年と世評

はしがき

人足寄場を取り建てた長谷川平蔵は、諱を宣<sup>のりよ</sup>という。平蔵は通称である。ところが、平蔵宣<sup>のりよ</sup>以<sup>のりよ</sup>の父、長谷川宣雄も、通称を平蔵といった。そこで人足寄場を取り建てた長谷川平蔵を誤って宣雄と註したものがあつた。小宮山綏介の『徳川太平記』（明治三十年三月、東京博文館再刊）がそれであつて、同書第九卷、文恭院家齊公上には寛政二年二月廿日、先手頭火付盗賊改長谷川平蔵宣雄、建議して無宿の徒を加<sup>か</sup>役方人足に取立、石川大隅守屋敷裡、葭沼の地一万六千三十坪に寄場<sup>よせば</sup>を設く。松平越中守宣雄に其<sup>つかさ</sup>司を命じ、因て経費米五百俵・金五百兩を下渡<sup>さげわた</sup>さる。是れ石川島人足寄場の起立なり。

とある。『徳川太平記』は、内藤恥叟の『徳川十五史』と相並んで、江戸時代の通史としてひろく用いられたものであるから、この誤は諸書に承継された。渋沢栄一の『白河楽翁公』、松平定光校定の『宇下人言』等、その例である。平蔵宣<sup>のりよ</sup>以<sup>のりよ</sup>の父、平蔵宣雄も、安永年中、京町奉行に抜擢せられた俊秀であるが、父子の混同は避けなければならぬ。

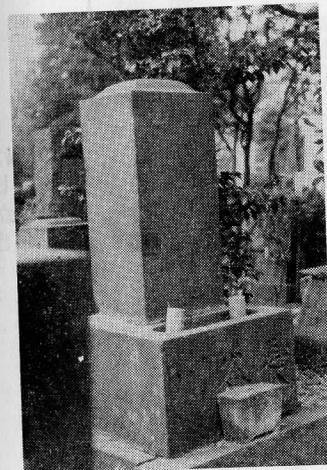
長谷川平蔵を伝したのものとしては、前記の『徳川太平記』にあるものが最も古いと思う。それに次いで、『江戸会誌』第二冊第六号所載の「人足寄場附長谷川平蔵の逸事」が古い。原胤昭の『出獄人保護』（大正二年八月、東京天福堂刊）の「人足寄場の創設、創設者長谷川平蔵氏の伝」は、右の『江戸会誌』の記事に加うるに、胤昭の実兄佐久間長敬の筆録した『清陰筆記』の記事を以てしたものである。この胤昭氏の平蔵伝には、平蔵の本伝として『京兆府尹記事』が引かれているが、『京兆府尹記事』は俗書であつて、悉くは信ずることができない。長谷



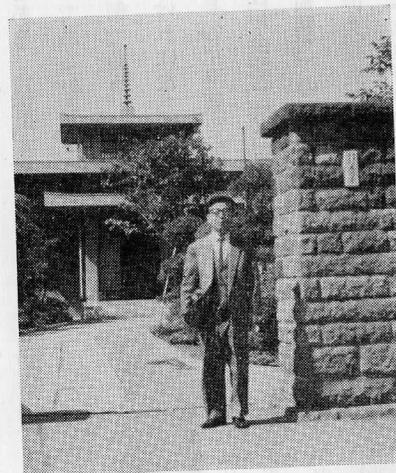
戒行寺靈位簿，上段二行目に長谷川平蔵の戒名が見えている



戒行寺の靈位簿



戒行寺，長谷川平蔵の墓



長谷川家菩提寺，四谷戒行寺

寄場の創始者長谷川平蔵」と、戒行寺靈位簿の研究（長谷川平蔵伝補遺）とを、その増訂版（昭和三十六年四月、東京青蛙房刊）に収めた。故にこの増訂版『日本行刑史』は、今日までのところ、最もよく纏った長谷川平蔵伝であったと思う。

しかし、私が「人足寄場顕彰会」を組織し、会員諸氏と共に、人足寄場史を編纂するに当り、更に深く人足寄場のことを研究するに及んで、私の長谷川平蔵伝にも、大きな缺陷があることが、だんだんわかってきた。私の長谷川平蔵伝が、平蔵に対して甚だ批判的である定信の『宇下人言』や、森山孝盛の『蟹の焼藻』の記事を軽く見ていたことは、その缺陷の著しいもの一つである。また私は、この『人足寄場史』に「人足寄場周辺記事」を執筆して載っている安藤菊二氏から、『東京市史稿』に見えている平蔵に関する史料を、数々教えていただいた。それらを加えて大增訂を加えたものが、爰に掲げる「長谷川平蔵伝」である。しかし、江戸時代の随筆は数多い。私が見落したものに、

川平蔵の本伝とも称すべきものは、寛政三年、若年寄堀田正敦が台命を奉じて編纂した『寛政重修諸家譜』に見える長谷川平蔵の伝である。『寛政重修諸家譜』は、幕府が麾下の士に命じて提出せしめた家譜を資料として、幕府の史官が編輯したものであるが、長谷川平蔵については、その呈譜も幸に伝えられている。この両者を経とし、江戸幕府の正史である『徳川実紀』、『続徳川実紀』に散見する長谷川平蔵関係の記事を緯としてこそ、平蔵の本伝と云い得るのであって、この根本史料を見ずしては、本伝は書けないわけである。故に私は、『寛政重修諸家譜』、『徳川実紀』等を精査して長谷川平蔵伝をものし、これを雑誌『日本歴史』に掲載したが、更に『寛政重修諸家譜』の長谷川氏の記載を補うべき新史料を発見した。それは長谷川氏の菩提寺である四谷の戒行寺に伝わる同寺檀家の靈位簿である。私はその靈位簿を抜萃して長谷川家の過去帳を作った。会々拙著『日本行刑史』改版の時機に際していたので、前記の『日本歴史』に掲載した「人足

どんなよい史料がないとも限らない。大方の示教を仰いで、これを完全にちかひものとしたい。

長谷川平蔵は、八年の長きに亘って火付盗賊改の職に在った。人足寄場を建てたのも、彼が火付盗賊改の職にあったときであって、人足寄場取扱は彼の臨時の兼職であり、火付盗賊改が彼の本職であった。火付盗賊改は、読んで字のごとく、江戸の内外に出没する火付や盗賊をふん縛ることを掌る警察官であるが、平蔵は、この本職を果す上においても、非凡の力量を備えた能吏であって、みな人の獲がてにすという怪盗を捕えて、江戸の市民からは「今大岡」とまで謳われた。この捕り物の上手としての長谷川平蔵は、最近池波正太郎の『鬼平犯科帳』によって喧伝せられ、鬼平事、鬼の長谷川平蔵の名は、漸く大衆の間に知られるに至った。

しかし、長谷川平蔵の名は、捕り物の上手として後世に伝うべきではない。長谷川平蔵の名は、人足寄場の創始者として日本歴史の上に留むべきである。何となれば、人足寄場の制は、浮浪者、軽犯罪者の犯罪を防止し、彼等を正業に就かしめる保安処分の施設として発足したものであるが、後にはそれがだんだん自由刑の執行場へと変化していった。そうしてそこには日本人の温かい人情と、言挙げせぬ真心の良識から湧き出した数々の美制良俗が多々あった。それが不思議と西洋の人道主義・博愛の精神から出た近代的監獄の制度と一致しているので、人足寄場の制度は、近代の法学者、法制史学者によって高く評価されている。明治以後、日本が逸早く監獄の近代化に成功し、清国に先立って列強の治外法権を撤廃せしめたのは、江戸時代に人足寄場の制度を完成していたという素地があったからである。長谷川平蔵が、因幡小僧や神道徳次郎のような巨盗、怪盗を捕えて、江戸市民をして枕を高くして寝に就かした功績も決して小さいとは言えないが、人足寄場の制が日本の行刑の近代化を成功せしめた功績には比すべくもない。

故に爰に述べんとする長谷川平蔵伝は、人足寄場の創始者としての長谷川平蔵であって、捕り物の上手として

の長谷川平蔵伝ではない。日本のシャロックとしての長谷川平蔵を伝えるには、おのずからその人があろう。法制史家の伝する長谷川平蔵伝には、一般の伝記作家とは違った特色があつて然るべきであろうと思う。

## 一 平蔵の出自と生い立ち

### 一 長谷川氏の家系と家格

池波正太郎の『鬼平犯科帳』第三卷々頭に載せられている「口上」には

平蔵の家は、平安時代の鎮守府將軍、藤原秀郷のながれを汲んでいととかで、のちに下河辺を名のり、次郎左衛門政宣の代となつて、大和の国、長谷川に住し、これより長谷川氏を名のつたそうなる。とあるが、いかにもこれは「そうなる」の程度に軽く聞き流しておくべき長谷川家の伝説である。

長谷川氏の祖先のことが確実に知られるのは、藤九郎正長の時代からである。『寛政重修諸譜』卷八百六十五、藤原氏秀郷流に見える長谷川氏の系譜に拠れば、正長は、駿河の国益頭郡の土豪で、今川氏に仕えたが、今川義元が桶狭間に戦死するに及んで、徳川家康に仕え、元龜三年、三方ヶ原の合戦に戦死した。故に長谷川氏は、徳川氏創業の元勳の家であつて、正長の子孫は、代々徳川將軍及びその世子の御書院番として、將軍の身近に召し使われる特典を与えられていた。

正長の長男正成は、家康に近侍し、慶長五年、秀忠に従つて上杉景勝を伐つて功あり、秀忠の女勝姫の松平忠直に嫁するや、その附人となつて越後の高田に赴き、采地千七百五十石を賜わつた。正長の二男宣次も、家康に近侍し、天正十八年の小田原の役に従軍した。平蔵宣以は、この二男宣次五代の孫であるから、長谷川氏として

は庶流であるが、その家は代々御書院番に召し出される家柄であって、旗本八万旗中の名門である。

この平蔵の家の世禄は、諸家譜、長谷川宣就(宣次の孫)の条に、寛文十一年十二月十二日、父の遺跡を継ぎ、上総の国武射、山辺二郡の内、四百石の知行を賜わる旨の記載があり、また諸家譜、平蔵宣以の子、辰三郎宣義の条にも「采地四百石」とあるから、平蔵の家が世禄四百石であったことは、疑いない。旗本のうちで、大身と呼ばれるものは、三千石以上である。この大身の旗本で一万石に近い者は、これを交替寄合と称し、三千石の旗本と同じく非役のときは寄合組に属するが、大名と同じように参観交代した。これ交替寄合の名のある所以である。平の旗本の三千石以下の者は、非役のときには、小普請組に属したが、五百石以上の旗本であれば、御歴々の衆と呼ばれたが、四百石の小身では、名門といえども御歴々ではない。単なる小身の旗本に過ぎない。しかし、平蔵の家は、代々御書院番組の番士に召し出される家柄であって、平蔵は、安永三年四月、西城御書院番の番士に召し出された。当時、御書院番組、御小姓組、大御番組、小十人組、新御番組なる將軍親衛隊の番士に召し出されることを「御番入り」と称し、旗本の子弟の最も栄としたところであった。御番入りは、当時の旗本の子弟の登竜門であって、番士ともなれば、本人の器量次第で、いくらでも出世することができる。平蔵が人足寄場の取扱となつて人足寄場の創設に大功を建て得たのも、彼が火附盜賊改役を兼ねて、江戸の治安維持に貢献することのできたのも、みな長谷川家の先祖である正長の勲功によつて、御番入りができたお蔭である。徳川時代は、民主主義の現代人が想像も及ばない、階級制度の世の中であるから、平蔵がこのような家に生れたということは、彼の人と為りや、彼の職歴を觀てゆく上に、最も留意しなければならない事柄である。

## 二 平蔵の父備中守宣雄と平蔵の母

長谷川平蔵宣以の実父平蔵宣雄は、実に傑出した人物であつた。『寛政重修諸家譜』に拠れば、宣雄は、寛延元年四月三日、御番入りして西城御書院番組の番士となり、宝暦八年九月十五日、小十人組の頭に進み、同年二月十八日、布衣を着用することを許され、明和二年四月十一日、御先手弓頭となつた。ここまでは御番入りした旗本の順当な出世コースであつて、敢えて異とするに足りないが、安永元年十月十五日、京町奉行に任ぜられ、同年十一月十五日、受領して従五位下備中守となつたのは、破格な立身出世であつて、宣雄のすぐれた才能、傑出せる人格によるものと断ぜざるを得ない。京都の処士岡藤利忠が著した『京兆府尹記事』卷七には

此時、勘定奉行に欠ありければ、則播磨守江被<sub>二</sub>仰付、跡御役御先手兼火付盜賊改め原道長谷川江被<sub>二</sub>仰付。家禄四百石にて少身と<sub>二</sub>はいへども、器量抜群の人なり。

とある。原道は、長谷川宣雄の雅号であろう。宣雄が火付盜賊改を拜命したことは、諸家譜にも『徳川実紀』にも見えていない。京都役人の月旦記ともいふべき『京兆府尹記事』は、文政年間の著作であるから、京町奉行長谷川宣雄の治績を賞揚すると共に、その子平蔵宣以の逸事をも述べている。火付盜賊改は、平蔵宣以の拜命した役職であつて、宣雄はこの職には就かなかつたと思う。『京兆府尹記事』には、宣雄が京町奉行の西番所を担当して裁決流れるが如く、東番所で三ツ四ツの事件を裁許している間に、二十件もの事件を裁許したことや、質素儉約を以て組士を率いたことが述べられているが、それは恐らく事実であろう。しかし、宣雄が在職八カ月に於て京に卒したとき、十三歳の平蔵宣以が判元見届のため来邸した酒井丹後守をへこましたという話は、岡藤の与太であろう。諸家譜によれば、宣雄が卒した安永二年六月には、平蔵宣以は三十一歳の青年であつて、十一歳の幼童ではないのである。

諸家譜、長谷川宣以の条には

宣 銜三郎 平藏 母は某氏

とあって、平藏の生母は、その氏名すらも知られない。諸家譜に「母は某氏」とあるものは、身分の賤しい妾腹の子である。『日本近世行刑史稿』に引かれている長谷川氏の呈譜には、平藏の母は「家女」と注されている。家女は旗本の家に見習奉公に上っている女中のことである。故に池波正太郎の『鬼平犯科帳』では、宣雄がその甥の修理の厄介として部屋住みでいたときに、長谷川家に行儀見習に来ていた女中に手をつけて、生まれ子が平藏であって、その女中は豊島郡巢鴨村の百姓三沢仙右衛門の次女で、名は園となっているが、これは池波氏の創作で、平藏の生母の名は知られない。旗本の家に行儀見習の女中に上るものは、大抵はその知行所の百姓の娘である。平藏の生母は、恐らく長谷川家の知行所である上総の武射郡、山辺郡の名主の娘であろうと思われる。というのは、長谷川家の菩提寺である四谷の戒行寺の霊位簿には

延享二年十月廿一日

守玄寛成 長谷川権十郎知行所

戸村品左衛門

とあるが、この戸村品左衛門は、平藏の生母の父であって、長谷川家に同居していたために、長谷川家の菩提寺に葬られたのではないかと考えられるからである。

諸家譜によれば、宣雄は、長谷川宣安の子藤八郎宣有の子であって、長谷川家の当主宣尹の末期養子である。宣尹には子なく、同族宣安の女を養って子としたが、寛延元年正月、死に臨んで宣雄をその婿養子とした。故に宣雄の正妻は、宣雄の実の叔母であるが、江戸時代の旗本の間では、家禄相続の必要から、このような近親結婚が行われることは、めずらしくはなかった。

諸家譜に拠れば、平藏は寛政七年五月に年五十で死去しているから、その生誕は延享二年であって、宣雄が宣安の女と婚したときには、既に五歳になっていた。『鬼平犯科帳』では、この宣雄の正妻、即ち平藏の嫡母は、その名を津波といい、非常に気ぐらいの高い女で、平藏を妾の子と軽蔑して、家に入れることを肯んぜず、まま子いじめをしたことになっているが、戒行寺の霊位簿に

寛延三年七月十五日

秋教院妙精日進 長谷川平藏 妻

とあるのは、この平藏宣雄の正妻であるとか考えられないから、平藏がまま子いじめに達ったとしても、その期間は纔かに一年有余であって、嫡母の死後、平藏は、その生母と共に長谷川家に引き取られ、父母の膝下で育てられたから、継子としての歪んだ性格は、彼には見られなかったと思う。

『鬼平犯科帳』では、平藏の生母お園も、平藏を生んでから間もなく病歿しているが、戒行寺の霊位簿に拠れば、この生母は大へんな長生きで、平藏の死後までも生き残り、文化十二年四月に歿している。この生母は氏名すら知られないから、どんな性格の女であったか知る由もないが、平藏が自分の手で捕えた盗賊の刑死した者のために法会を営んだり、貧困者乞食の徒に米銭を施したりしているのは、この母の感化ではないかと思う。平藏は築地の西本願寺別院の近くの湊町で幼少年時代を送ったが、この信心深い生母に伴われて屢々西本願寺別院に詣で、談義僧の説教を聴かされたものとみえる。寛政元年、彼が松平定信に奉った上申書には、無宿の悪党共を罫内に追い込んで、唯労働せしめるばかりでは、彼等を善に遷らしめることは困難である。談義僧の弁舌に巧なる者をして彼等に説教を聴聞せしめたならば、国恩の難有いことも、親の慈悲もわかるようになるのではないかとあるが、この平藏の仏心は、その母の影響とみる外はないと思う。

平蔵が生れながらにして穎悟、人にすぐれた器量を持っていたのは、この父母のすぐれた素質を受けたものであって、この父にしてこの子ありといつてよいものと思う。

### 三 平蔵の生い立ち

平蔵のことが公の記録に見えるのは、明和五年十二月五日、彼が浚明院殿（十代將軍家治）に初目見えしたことが始めであって、それまでの私生活については全く記録はない。明和五年には、平蔵既に二十五歳であって、随分早い御目見えである。旗本の子弟が將軍に初めてお目見えするのは、十二三歳を普通とするが、早いになると、七八歳という例もある。どういう事情で平蔵の初目見えがおくれたか、その事情はいろいろ想像はされ得るが、終に不明である。

平蔵の生れた家は、前述の如く、御番入りをして「お城づとめ」をする家筋であるから、平蔵は、読み書き算盤、論語の素読などは、七八歳のときからやらせられたに相違ない。「史籍集覽」所収の『番衆狂歌』には

手習と読書の道を急ぐべし、無筆無字はならぬ役人

とある。長谷川平蔵死闘の後を襲うて火付盜賊改役を拜命した森山源五郎孝盛は、三百石の旗本で、門地長谷川平蔵と略等しい。森山には『蚤の焼藻』（『温知叢書』第十一冊所収）という自叙伝があるが、孝盛はその中で六歳の時より読書を始め、十二三歳の頃までに四書五経、小学、三体詩などを習い終ったと言っている。平蔵の父宣雄は、原道という雅号をもつ程の文化人であり、京町奉行に拔擢せられる程の器量人であるから、その子の教育に無関心であったとは考えられない。平蔵にもこれと同程度の教育が施されたに相違ない。前記の平蔵の人足寄場設立に関する上申書には、「悪党ニても人に御座候間、感候者早出来可仕奉存候」とあって、彼が孟子を讀

んでその性善説を信じていたことが推知せられる。お城づとめをする侍の家では、男の子に特に行儀作法をやかましく躰けなければならぬ。城中では少しの不法も許されないのであって、千代田城の廊下を走って通ったというだけのことで、切腹を命ぜられた加賀藩の藩士がある。『番衆狂歌』には

長袴、素襖を常に着習いて、立廻りよく馴れておくべし

とあるから、番衆を出す旗本の家庭では、男の子に長袴を穿いて廊下を歩く稽古までさせたものとみえる。『鬼平犯科帳』では、若き日の平蔵が、お白粉臭い夜鷹の類を毎晩抱いて寝たことになっているが、四百石の旗本の若殿である平蔵は、道楽はしても、犯科帳に書かれているような下卑た遊びはしなかったのではないかと思う。

『蚤の焼藻』には、源五郎が十二、三の頃から武芸を習ったことが見えているから、平蔵もその頃から武芸一通りの修業をしたと思う。『鬼平犯科帳』では、平蔵が十九歳のときに高杉銀平という一刀流の劍客に就いて劍術を学び、そこで岸井左馬之助という劍友を得たことになっているが、それらはいずれも池波氏の創作であって、史実ではない。

平蔵の学問、芸道については、これを徴すべき資料は皆無であるから、その文武の修業がどれだけの効果を挙げたか不明であるが、その閨歴及び逸話より推察して、平蔵の学問がよく出来たとは思われない。それにくらぶれば、武道の方は、『鬼平犯科帳』に語られているような刀の冴えはないにしても、捕り物の実戦において鍛えられたそのくそ度胸は、相当のものと思われる。

平蔵は、明和五年、浚明院殿にお目見えしてから間もなく、同じ旗本の大橋与惣兵衛親英の女を娶って妻とした。諸家譜によれば、寛政七年五月、平蔵が死去し、その子辰蔵宣義が遺跡を相続したときには、辰蔵は二十六歳であるから、平蔵の正妻が辰蔵を生んだのは明和八年である。従って平蔵の結婚は、明和七年、彼の二十七歳

の時であったと推測される。

その平蔵は、安永元年五月、父宣雄が京町奉行に任ぜられるに及んで、父の駕に従って京都に赴き、千本通の役宅に住んだ。時に平蔵三十歳、妻子を伴つての移住である。此処で平蔵が父の執務ぶりを見習つたのは、八箇月に過ぎないが、民政の要務、裁判の原理、組下与力同心の使い方等を会得することができたと思う。即ち平蔵が御番入りする前に積んだ修業は、寺小屋、道場における文武の修業にあらずして、父を師範とする吏務の練達であったと考えられる。故に平蔵の役職に就くや、先例故実を先役に問うまでもなく、一種のカンを以てテキパキと事務を処理して滞るところがなかった。故に平蔵は、御用留を作つて後任者の執務に使用することを怠つた。平蔵の後任として火付盗賊改役になった森山孝盛は、『螢の焼藻』の中で

されば長谷川より送りたる加役勤方の扣留帳と云は一冊もなく、御仕置伺帳の扣の昔より伝りたるをのみ引渡したり。さればこそ太田もこまりたるらめ、誰にもあれ、御役勤る者のさし当りて公務の滞りある様になしおくは、忠に於て当らず、義に於て有べきこと共思はれず。

と云つて、これを非難している。この不備を補わんとして、森山が旧記を探つて加役方留帳を作り、また加役代々記を書き写して、これを後任者に伝えたのは、森山の功績であるが、森山がこの己が功績を顕わさんがために平蔵を不忠不義呼ばわりしているのは、怪しからぬことどもである。御用留帳を遺さなかつたのは、平蔵の怠慢かも知れないが、後任者を困らせてやろうといったような悪意があつたものとは到底考えられない。火付盗賊改となつて名声長谷川平蔵に及ばなかつた森山孝盛は、この自叙伝の中で事ごとに平蔵を誹つていたのであつて、森山の小人ぶりは、この書の全巻によく現われている。

京都で父の死に遭つた平蔵は、父の遺骸を千本通のさる寺に葬り、行李をまとめて江戸に帰つて来た。そうし

て公儀へ遺跡相続願を出したが、その願ひは安永二年九月八日に聴許せられ、平蔵は三十一歳にして長谷川家の当主となり、父祖の世祿を継いだ。

それから安永三年四月十三日、御番入りして西城御書院番組の番士に召出されるまでの間、平蔵は小普請組に属せしめられた。小普請組は非役の小身の旗本の集りであつて、王朝時代の散位寮に当るものである。小普請組には罪過によつて役職を免ぜられた者、老衰病氣によつて御役を辞した者、及び役職が定まる迄の間、暫く待機させられている者が、これに属せしめられている。演劇、講談等で、旗本が「小普請入りを命ぜらる」といへば、何かわるい事をして役職を免ぜられる場合であるが、平蔵が遺跡相続と同時に命ぜられた小普請入りは、待機のためであつて、わるい意味ではない。

この小普請時代に、平蔵はひどく極道ごくどうして遊里に流連荒亡し、父宣雄が儉約して貯え置いた金銀も遣い果してしまつたようであつて、『京兆府尹記事』巻九、長谷川備州死去、子息平蔵の弁には、平蔵の行状が

此の人活達の生れ付ゆへ、父備中守儉約を専らとして貯へ置きし金銀も遣ひはたし、遊里へ通ひ、剩へ悪友と席を同うして、不相応の事抔なま致し、大通だいつうといはれる身持をしける。其屋敷本所式しき目なりければ、本所の鍔あだなと仇名せられ、所謂通りものなりける。鍔と云ひしは如何かと聞くに、幼名は鍔蔵といひしいわれなり。

と記されている。『京兆府尹記事』は、いかがわしい書であるが、私はこの記事は信じてよいと思う。何となれば、平蔵は厳格な父の訓育からやつと解放せられ、自分の一存で何でもできる自由の身となつた。家には世祿があり、父の遺してくれた金銀もある。役職はなくして毎日退屈である。江戸では当時蔵前の札差大口屋の一族、西河岸の材木屋山城屋文魚、干鰯問屋ほしかの主人村田春海などのいわゆる十八大通等が豪華な遊びをして、大道狭しとのし歩いている。その評判は絶えず平蔵の耳に這入ってくるから、派手好みの平蔵としては、その真似がした

くなるのも無理はないと思われるからである。

故に平蔵は、猪牙舟ちくまきに乗って新吉原、深川の遊里に流連し、冬は新造を三田みつたの葛西太郎に連れ出して雪見酒を暖め、夏は橋町の踊子を屋形船に乗せて一盞を傾けながら両国の火花を見るといったような、田螺たに金魚の『十八大通百手枕』を地で行くだら遊びを続けたものらしい。そういう遊びをすれば、父宣雄が貯え置いた金銀が幾らあったか知らないが、そんなものはまたたく間に無くなってしまふ。廓の金には詰るならいで、平蔵は金の才覚に苦労したと思う。その揚句「悪友と席を同うして、不相応の事杯」をするようになった。爰に「悪友」とあるのは、遊里へ誘う悪友に非ずして、遊里に巢喰あそっている鳶職や、深川の羽織芸者のひもになつてゐる兄ちゃんたちを謂うのであつて、「不相応な事」とは、ゆすり、かたりの類を謂うのである。平蔵は、この悪友どもと親しく交つてゐる間に、下層民の義理人情、ゆすり騙りかたの手法、泥棒の隠れ家、贓品の捌け口等を知ることができた。即ち平蔵は、父に就いて吏務を实地に学んだ上に、極道大学に入学して、人情の機微と大江戸の裏面とを学んだのであるから、平蔵の役職に就くや、能吏として頭角を現わすに至るは、蓋し当然といつてよいであらう。

平蔵が後年火付盗賊改役を拜命して、克く捕え難き盗賊をも捕え、捕り物の上手として「今大岡」の名を奉られたのは、この放蕩時代の賜ものである。池波正太郎の『鬼平犯科帳』では、平蔵の放蕩時代の「悪友」共が、火付盗賊改の御用聞（密偵）となつて、盗賊の逮捕に功力を現わすことになつてゐる。これと同じように、若い時に極道したことが、後にお役に立ったという話で、ひろく人に知られてゐるのは、天保時代の江戸町奉行遠山金四郎景元である。彼が町奉行の法廷で証人として新吉原の花魁おいらんを調べようとしたとき、花魁に附添つて法廷に出頭した鑓手やりてが、わざと景元を見上げて「アラ、金さんじゃありませんか」と言つたという咄は、人口に膾炙している。こういう場面は、長谷川平蔵についても幾度かあつたと思われるが、伝えられてゐない。この遠山金四

郎と長谷川平蔵とは奇しき縁で、平蔵が寛政年間に住んだ本所二ツ目の屋敷に、遠山金四郎は、天保年間に住んでいる。その事は後に江戸の切絵図を掲げて説明するであらう。

## 二 平蔵の職歴

### 一 平蔵御番入

『寛政重修諸家譜』巻八百六十五、藤原氏（秀郷流）長谷川宣のぶな以の条には

明和五年十二月五日はじめて浚明院殿に拝調し（一）、安永二年九月八日遺跡を継（二）、三年四月十三日西城御書院の番士となり（三）、四年十一月十一日より進物の事を役す（四）、（刊本第五輯、五二七頁）とあるが、『徳川実紀』のこれに相応する記事は、次のごとくである。

（一）明和五年十二月五日、……長谷川平蔵宣雄が子鉄三郎宣以……初めて見参するもの三十人。（国史大系本、徳川実紀、第十篇、二九二頁）

（二）安永二年九月八日、……京町奉行長谷川備中守宣雄が子平蔵宣以……父の家づくもの十三人。（前同書、四三三頁）

（三）安永三年四月十三日、書院番に在る者十二人。（日記）

（四）対応記事見えず。

『京兆府尹記事』は、前述の平蔵放蕩の記事に続けて

其後、いかなる手筋ゆへか、亦器量衆に秀でし所を天の恵み給ふにや、思ひもよらず御書院番へ御番入仰付ら

れける。

と記しているが、これは著者岡藤が公辺の消息に暗いからであって、元勲の家に与えられた特権は、当主が少しぐらい道楽した程度のことでは奪せられるものではないのである。

西城御書院番は、江戸城西ノ丸の虎の間に交替で詰めて、將軍世子の護衛に任ずると共に、その小用を弁ずるものである。江戸城西ノ丸は、徳川氏入部の後、太田道灌の故城本丸の西側に増築せられたもので、二重橋を正門とし、本丸との間に道灌堀と称する濠を隔てている。西ノ丸には二代將軍秀忠が住んだことがあるが、三代以後は、本丸は將軍の居城、西ノ丸は次に將軍になる人の居城と定まった。平蔵が西城御書院番の番士として近侍した西ノ丸の主は、後の十一代將軍家斉である。書院は將軍、將軍世子の居間であって、これに黒書院と白書院とがあり、白書院に詰めているのが、御書院番組の番士であり、黒書院の西湖の間に詰めているのが、御小姓組の番士である。故に御書院番と御小姓組とは、これを両番と称し、その番士は番衆の中でも特に重んぜられた。大御番組、小十人組の番士を王朝の大舍人に比すれば、両番の番士は、さしずめ内舍人に該当するものであって、江戸幕府の頭官は、多くこれを振り出しとした。

『番衆狂歌』には

御書院は先祖奉行の子孫にて、何れ気体も律に在

とあり、旗本の中でも名門の子弟でない、御書院番の番士にはなれない。従って御書院番の番衆の気風は、律義であってルーズではないというのである。平蔵は、御番入りしてこの律義な御書院番衆の仲間入りをして、立派に勤まったのであるから、子供のときから厳格に行儀作法を仕込まれ、左様ならばの切り口上でものを言うことに馴れていたと考へざるを得ないのであって、『鬼平犯科帳』に描かれている庶民的な平蔵とは、餘程かけ離

れた存在であったとしなければならぬのである。

安永四年十一月十一日から、平蔵は西ノ丸の進物番になったというが、『番衆狂歌』には

廻り番御進物など仮役は、本番頭支配はなれず

とあって、御進物番は、両番の番士が臨時に勤める仮の役目である。故に平蔵が御進物番になったことなどは、『徳川実紀』に見えないのである。

御進物番は、江戸城の大玄関に詰めていて、年始、八朔、五節句その他の臨時の祝儀、不祝儀に御三家、諸大名から將軍家に献上せられる御進物を威儀を正して受取り、これに札をつけて御納戸に格納する役であって、御進物を將軍家に披露するのは、奏者番の役である。『徳川実紀』享保十年六月廿四日条には

西城朝会の定規を仰出さる。歳首には、本城の拝賀に参りしもの、西城へも出て奏者番に謁すべし。献上の太刀、馬資の金銭は、本城の納戸に収むべし。寺僧、社人、諸工商の類、西城に出るにおよばず。献物は本城に収むべし。五節、八朔は、三家、万石以上父子、高家、留守居、大番頭、交替寄合、表高家、金地院参賀すべし。

とあって、本丸に参賀した諸大名等は、また進物を持参して西ノ丸へも参賀に行かねばならなかった。是れ西城進物番の置かれた所以である。平蔵が特に進物番に選ばれたのは、その容儀端正にして礼儀に閑えるが故であったと思われるから、平蔵は堂々たる偉丈夫であったと見てよいと思う。

## 二 平蔵布衣ゆるゆる

『寛政重修諸家譜』の長谷川宣以の条には、前引の文につづいて

天明四年十二月八日、西城御徒の頭に転じ、十六日布衣を着する事をゆるさる。  
 とあり、『徳川実紀』には、これに応じて、天明四年十二月八日条に

西城徒頭万年市左衛門頼意、西城先手頭となり、西城書院番長谷川平蔵宣以、同徒頭となる。

とあり、同書、同年十二月十八日条には

又布衣の侍にくはへらるゝもの二十人。……同じ徒頭長谷川平蔵宣以……なり。

とある。

徒頭は、馬に騎らない徒士すなわち歩卒の頭である。將軍家の徒士隊は、慶長年中には十組あったが、延享の頃には、本丸十五組、西ノ丸八組となった。徒士の地位は、番士に比して著しく低く、七十俵五人扶持であるが、その頭は千石高であるから、平蔵は徒頭となつて、足高六百石を給せられたと思う。

徒士は、平時にあつては、本丸の獅子の間その他に祇候して雑役に服し、將軍出行の際には、その先払い、辻固めを行う。先払いをする徒士は、これを御先徒士といい、その威張つて歩く容姿は、大衆の注目を浴びた。八代將軍吉宗は麾下の士に水練を奨励し、爾來歴代の將軍は、夏季隅田川畔に出て徒士の水練を見た。故に江戸の御徒はみな水泳に達したのであつて、古河新水作の『安政奇聞佃夜嵐』の劇には、人足寄場を脱出した御徒の赤井敬次郎が、泳ぎのできない小普請松田秀太郎をかついで、隅田川を泳ぎ渡る場面がある。平蔵が徒頭になつたのは、平蔵が水練の達者であつたからであらうと思う。平蔵は後に述べる如く、十九の歳まで築地の湊町の屋敷で育つたから、幼い時から水に親しんだと思う。

布衣は、養老の衣服令に規定されている六位の位襖から転化したもので、鎌倉以来、武家の式服となつた。『平家物語』巻八、征夷大將軍院宣の条には、「次の日、兵衛佐（頼朝）の館へ向ふ。（中略）上には高麗縁の畳を

敷き、御座高く揚げさせて、兵衛佐殿出でられたり。ほういに立烏帽子なり。」とあり、吾妻鏡、建久元年十一月九日条には、「布衣侍六人各異調、宇都宮左衛門尉朝綱。八田右衛門尉知家。工藤左衛門尉祐経。畠山次郎重忠。梶原平三景時。三浦十郎義連。」とある。江戸幕府ではこの佳例に則り、布衣ゆるされることを、朝廷の殿上をゆるされることに擬し、幕府の史官は、六国史が五位の叙爵を克明に記載している例に倣つて、布衣ゆるされた旗本の氏名を『徳川実紀』に漏らさず登載した。故に江戸時代に布衣ゆるさるということは、明治時代に勅任官に任叙せられるのと同じような、重大な意義をもつていたのである。

### 三 平蔵先手弓頭に遷り火付盗賊改を加役せらる

『寛政重修諸家譜』長谷川宣以の条には、前引の文につづいて

（天明）六年七月二十六日御先弓の頭に遷り、七年九月十九日盗賊追捕の役をつとめ、八年四月二十八日ゆるされ、十月二日よりまたこのことを役す。

とあり、これに相応して、『徳川実紀』天明六年七月二十六日条には

西城徒頭長谷川平蔵宣以、先手頭となる。

とあり、『統徳川実紀』天明七年九月十九日条には

先手筒頭長谷川平蔵宣以、捕盗の事命ぜらる。

とあり、同書、八年四月二十八日条には

又先手弓頭長谷川平蔵宣以、火賊捕盗の事ゆるさる。

とあり、同書、同年十月二日条には

先手頭長谷川平蔵宣以、盜賊捕獲命ぜらる。

とある。

御先手は先鋒の意である。先手組の戦士は弓鉄砲を持って徳川勢の先陣をつとめ、徳川氏創業時代には赫々たる武勲を建てたから、その部隊長である先手頭は、その地位高く、太平の世となっても、その職は千五百石高であつて、番方役人（武官）の最高であつた。しかし常時の職掌としては、江戸城の城門（中御門、平河口御門、下梅林、坂下御門、紅葉山下御門、山里、蓮池御門、三丸喰違、下埋御門、新御門）の警衛の外にはないのであるから、平蔵の時代には、それが張子の虎のようなものになつてしまつていた。しかし、番方役人の最高として千五百石の高禄を食むまでに出世するには、御番入りしてから二十年三十年と大過なく勤続しなければならぬ。その長い年限のうちには、布衣ゆるされ、体力も衰えている。それでも天下太平の張子の虎の門番には間に合ふところから、先手頭には老朽の布衣侍が多く任ぜられた。是れ

お先手は布衣の親父の捨てどころ

の句のある所以である。

太平の世に戦場のスリルを味わしてくれるものは、江戸の花と呼ばれた火事場と、町人一揆ともいふべき打ち毀し騒動の勃発したときぐらいのものである。故に火災の際、打ち毀し騒動勃発の際には、この張子の虎の先手頭も出動を命ぜられた。『徳川実紀』明暦三年十月十九日条には

持弓、持筒、先手、弓・鉄砲頭を召て、今より後、火災の時は、寄場へはまからず、四隊づゝ火災の地にまかり、往來の人を査検し、いぶかしき者は往來せしむべからず。されど賤民艱困せざらんやうはからふべしと仰出さる。

とあり、『徳川禁令考』卷二十八巡街使には、天明七年五月、江戸に打ち毀し騒動が勃発したときに九人の先手頭に発せられた次の命令書が掲載されている。

捕者町奉行江引渡方御書付

町奉行江

御先手 長谷川平蔵。

以下八人  
姓名略

町方騒々敷趣相聞候ニ付、組之者召連、今日より相廻、あばれ候ものども召捕、町奉行江可被ニ相渡候。尤手にあまり候へど、切捨に致シ候而も不レ苦候間、其趣可被ニ心得候。

右之通申渡候間、其方共にも其趣可被ニ心得候。

五月廿三日

右二つの引用文に拠つても知られるように、先手頭には弓頭と筒頭とがあり、各与力十人、同心三十人ずつぐらいの組の者を率いた。弓頭の組の者は、弓箭をたばさみ、筒頭の組の者は、鉄砲を持っていた。いずれも飛道具である。平時江戸市街の治安維持に当るものは、町奉行配下の与力、同心であるが、彼等町与力、町同心は、十手、捕繩を持つだけで、飛道具は持っていない。故に町与力、町同心の手におえない乱暴者も、飛道具を持った先手組が出動したと聞けば、たじろいた。先手頭は老いぼれの布衣のおやじでも、組下の与力同心には血気旺んな若者が多くいたからである。

この火災の際、騒動の時、或いは町与力、町同心の武力を以てしては捕えることのできない強力な盜賊（群盜）などが現われたときに、それを鎮圧、逮捕するために、臨時に任命した先手組の頭の恒久化したものが、火付盜賊改役であつて、火付盜賊改と先手頭とは不可分のものである。『京兆府尹記事』は、平蔵が手先頭兼火付盜賊

改になったと書いているが、火付盗賊改は先手頭以外の者の兼ね得る独立の役職ではなく、先手頭に科せられた「加役」である。故に使の宣旨を被った検非違使庁の長官の本官が、左右衛門府又は左右兵衛府の佐（次官）であるごとく、火付盗賊改の本職は、先手弓頭若しくは先手筒頭である。平蔵が拜命したのは、西城先手弓頭であつて、筒頭とあるのは誤である。

この「加役」というのは、先手頭の加役である火付盗賊改の外にはない。故に火付盗賊改のことを加役といつたのであつて、「加役方人足寄場」というのは、火付盗賊改の支配下にある人足寄場の意である。故に寛政四年火付盗賊改長谷川平蔵が寄場取扱を免ぜられた後の人足寄場は、加役の字を除いて、単に人足寄場と称すべきである。

火付盗賊改には、本役、助役（半年役）、増役の三種がある。本役というのは免職の命令があるまで、二年でも三年でもその職に在るものであつて、『徳川実紀』にその任免が載せられるのは、これのみである。助役は火災の多い冬の間（九月より三月迄）の半年間、本役を助けるものであり、増役は、本役、助役で手の廻りかねるときに、もっと短い期間、その職にあつてお手伝いするものをいう。前記の天明の打ち毀し騒動のときに、市中を巡邏せしめられた九人の先手頭のごときは、火付盗賊改増役の一種とみてよい。平蔵が天明七年九月十九日に初任せられ、同八年十月二日に再任せられた火付盗賊改は、本役であること言うまでもない。

平蔵が御先弓の頭に任ぜられ、千百石の足高を頂戴した天明六年七月廿六日には、田沼意次はまだ政權の座にあった。意次が老中を免ぜられたのは、それより一月後の八月廿七日である。この年、平蔵は四十一歳であつて、四十一歳でここまで辿り着いた平蔵は、出世街道をまっしぐらに走つたものとしてよい。換言すれば、平蔵の官界におけるキャリアーは、田沼時代は順調であつたと言ひ得る。天明七年九月十九日の火付盗賊改拜命は、松平定信の任命であるが、これは先手頭の加役であるから、栄転というほどのものではない。火付盗賊改を拜命すれば、手当として六十人扶持を給わるが、そんなものはその御役を果すために使う費用を償うに足りない。先手頭と火付盗賊改との関係は、鎌倉時代の地頭と守護とのようなもので、幕臣は、先手頭として頂戴する高禄（御恩）の代償として、火付盗賊改の労務と費用（奉公）とを提供せしめられたとみてよい。故に幕府も、長い間火付盗賊改を勤めさせなかつたのであつて、大抵は二三年で交代せしめ、大過なくその職を勤めた者には、大目付、堺奉行等の栄職を与えてこれを優遇した。

然るに、平蔵は、天明八年十月二日、火付盗賊改に再任せられてから、寛政七年五月に死去するまで、八年の長きに亘つて火付盗賊改の職を勤めたが、勤続の功を賞して黄金三枚、時服二を二度賜つたのみで、栄転の恩命には浴しなかつた。また平蔵は、次節で詳述するごとく、人足寄場の取り建てを命ぜられ、二年の後これを成し遂げるが、この時も「曾てうけたまはりし人足寄場の事、精入るゝにより、時服二領、黄金三枚を賜」わつたに過ぎない。故に平蔵の官歴は、白河楽翁公の時代に至つて停顿してしまつたと言わねばならない。何が故にそういうことになつてしまつたか。それは後章で詳述するが、一言にしていえば、長谷川平蔵は、田沼意次と同じように物事に積極的であつて、何事にも消極的で慎み深かつた松平定信とはウマが合わなかつたからである、と考えられる。

### 三 火付盗賊改長谷川平蔵の活躍とその苦心

#### 一 火付盗賊改の役宅

役は「乞食芝居」と言われた。

火付盗賊改となった長谷川平蔵は、その本所二ツ目の拝領屋敷の内に、白洲、仮牢、訴所等を急造して、人民の告言を聴き、捕えた犯人の吟味、拷問等を行った。この長谷川家の屋敷は、明和元年十月、平蔵の父宣雄が、築地湊町にあった屋敷の屋敷替えを願って許されたものである。その屋敷替の史料は、『東京市史稿』市街篇、第二十七に

(明和元年) 十月六日甲申、高家大沢定寧<sup>〇相模守</sup>屋敷引替ヲ許サル。外ニ是月<sup>明和元年十月</sup>屋敷受授若干。

長谷川平蔵<sup>〇宣</sup>拝領屋敷。

築地湊町、四百七拾九坪餘。松平阿波守<sup>蜂須賀重喜</sup>。

桑島元太郎拝領屋敷。

南本所三之橋通、千貳百三拾八坪餘。小十人長谷川平蔵<sup>宣雄</sup>。



寛政武鑑御役人衆卷之三  
(寛政3年)



同書

火付盗賊改は、その捕えた犯人を町奉行所に引渡すべきものであるが、いつしか火付盗賊改は、その捕えた犯人を自ら裁判し、その行刑をも行うようになった。それは、使の宣旨を蒙って群盗の追捕に向った衛府の官人が、後には裁判、行刑をも自ら行って、「衛府の追捕、刑部の判断、京職の訴訟、併せて使庁に帰す」といわれた検非違使に似ている。火付盗賊改を加役せしめられる先手頭は、本来一介の武弁であって、裁判のことには習わない素人である。故にその審理は幼稚であって、拷問を用いて自白を強制する。その故に火付盗賊改は、屢々真正の放火犯人に非ざる者を火罪に処して、その職を免ぜられた。『徳川禁令考』卷廿八、捕盗使には

元文四未年七月廿一日

吟味之仕形、御仕置附之儀ニ付御書付

松平伊豆守殿御渡 別所孫右衛門

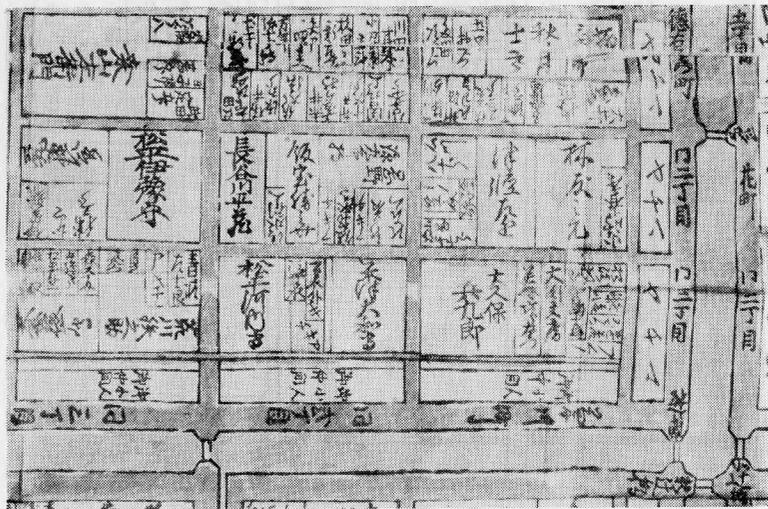
火附盗賊改方ニ而、吟味之仕形、御仕置附、共ニ町奉行所ニ而取扱候通、可<sup>〇</sup>心得候。拷問之事ハ、別而念入、町奉行所ニ而取扱候之趣に可<sup>〇</sup>仕候。右之趣、町奉行中江承合、無<sup>〇</sup>相違ニ様可<sup>〇</sup>仕候。併差<sup>さじあたり</sup>町奉行所之通

に難<sup>〇</sup>成<sup>〇</sup>品も候は<sup>〇</sup>、老中江可<sup>〇</sup>相窺<sup>〇</sup>候。

右之通相心得、向後跡役被<sup>〇</sup>仰付<sup>〇</sup>候者江も申伝、当分加役被<sup>〇</sup>仰付<sup>〇</sup>候者江も可<sup>〇</sup>申伝候。

とあるのは、この火付盗賊改の不手際なる吟味の仕方を戒飭したものと考えてよい。

町奉行所の吟味並びに裁判の申渡は、呉服橋、教寄屋橋の南北番所の白洲(法廷)で行われたが、火付盗賊改の吟味は、火付盗賊改役となった旗本の屋敷内に急造された白洲において行われた。『徳川禁令考』卷二十八捕盗使には、火付盗賊改を拜命した旗本の邸内に急造せられる白洲の設計が見えているが、それには「式間に三間程も無<sup>〇</sup>之候而ハ、相成不<sup>〇</sup>申候。上之間四畳敷、三尺之板椽うすべり敷、下ハ巷間程籠敷、其上に而拷問等致候。外ハ砂利」とある。このような狭い、粗末な白洲で吟味を行うのであるから、「町奉行、勘定奉行は大芝居、加



深川大絵図に見える長谷川平蔵の本所二ツ目の屋敷

慶安二年十月の制によれば、四百石の旗本である長谷川家は、いざ鎌倉というときには、侍二人、甲冑持一人、鎗持一人、草履取一人、挾箱持一人、馬の口取一人、小荷駄二人の家来を引き具して出陣しなければならぬ。故に長谷川家はその屋敷内に長

酒造町	同武所目	同武所目	同武所目
花町	三日月橋新造橋迄	三日月橋新造橋迄	三日月橋新造橋迄
同町			
松平阿波守目黒白銀拜領下屋敷之内、五百坪。	小普請組山口兵庫支配桑島元太郎持古也。	右願之通、屋敷相對替、被 <sub>レ</sub> 仰付候間、得 <sub>三</sub> 其意、例之通可 <sub>レ</sub> 被 <sub>レ</sub> 致候。	—— 相對替御書付書拔

切絵図に見える桑島家の角屋敷

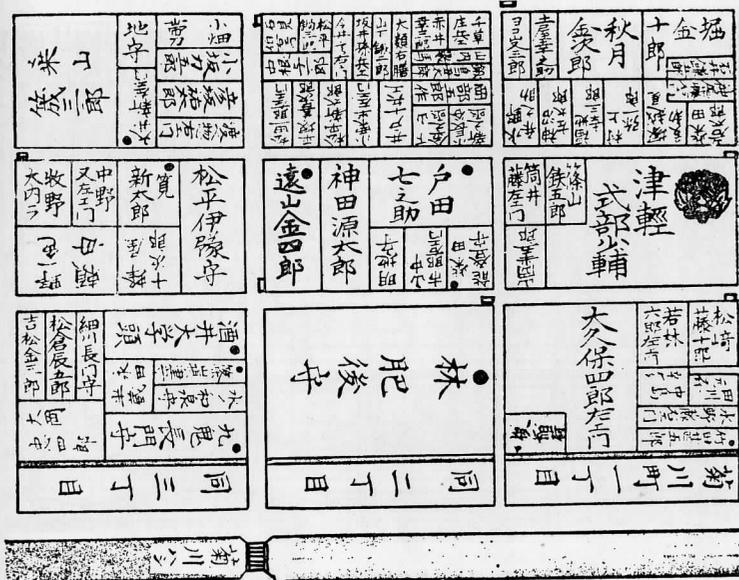
また次の頁に掲げるものは、文久年中に成った『江戸切絵図』の南本所の部分であるが、この図ではその角屋敷に「遠山金四郎」と注されている。平蔵宣以の子辰三郎宣義の代に屋敷替が行われて、この角屋敷に遠山金四郎が住むようになったらしい。同じような逸話の持主である遠山左衛門尉景元と、長谷川平蔵とが同じ屋敷に住んだというのは、奇縁という外はない。こんな面白いことが見つかったのは、江戸の地理に明るい安藤菊二氏が一切の史料を整えて下さったお蔭である。なお安藤氏の御調査によれば、この平蔵、金四郎が住んだ屋敷は、現在江東区菊川町三丁目十六番地となっているという。

松平阿波守目黒白銀拜領下屋敷之内、五百坪。  
 小普請組山口兵庫支配桑島元太郎持古也。  
 右願之通、屋敷相對替、被<sub>レ</sub>仰付候間、得<sub>三</sub>其意、例之通可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候。  
 —— 相對替御書付書拔

とあるものであるが、いかなる事情でこの屋敷の相對替が行われたは不明である。

上に掲げるものは、公文書館所蔵の『寛政<sub>中</sub>江戸切絵図<sub>廿九枚</sub>』の南本所大川ヨリ横川迄之図であるが、この図には明和元年十月に屋敷替によって目黒の白銀町へ引越していった桑島家の角屋敷が、千二百八十八坪六合（相對替御書付には千式百三拾坪餘となり、五十坪の差がある）と注されている。故にこの図は寛政とはいうものの、宝暦、明和ごろの図であろう。

また次頁に掲げるものは、『江東区年表』に掲げられている『深川大絵図』と称するもの的一部分であるが、この図では前の図の桑島家の角屋敷の所に「長谷川平蔵」と明記されている。故にこれは明和以後の図であらう。



江戸切絵図にみえる遠山金四郎の屋敷

屋を建てて、この九人の者を住まわせていなければならぬ筈であるが、天明、寛政時代の江戸の旗本で、この規定通りの譜代の家来を抱えている家は一軒もない。岡本綺堂の『江戸に就ての話』によれば、四、五百石の旗本の家ならば、主人の家族の外は、用人一人、若党一人、中間二人で、女中はせいぜい二人ぐらい、いづれも譜代の者ではなく、みな渡り者であったろうという。

平蔵の家族は、妻（大橋与惣兵衛の女）と、平蔵の生母と五人の子（男子二人、女子三人）の外に、宣雄の養女二人と妹が一人あるが、養女は早く嫁し、二男正以も早く同族長谷川栄三郎正満のところへ養子に行ったから、六七人の家族で、大家族とは云えない。千二百八十八坪もある広い屋敷に、これだけの人数しか住んでいないのであるから、地面はひろく空いていると思う。理財の才に長けていた平蔵は、この空

地を町人に貸して、相当額の地代を上げていたと思う。後年彼が人足寄場の空地を町人の薪炭置場に貸して、その地代でもって人足寄場の経費の約半分を賄うようにしたのは、彼が平素相当額の地代を稼いでいたからであろうと思う。

火付盗賊改を拜命するに及んで、平蔵は、この広い屋敷の一隅に、白洲、仮牢、訴所から腰掛まで造って執務した。故に平蔵が火付盗賊改役であった天明八年から寛政七年までの八年間、其処が火付盗賊改の役宅であったのである。

『鬼平犯科帳』では、この本所の屋敷は、平蔵が京都から戻ってきたとき、既に他の旗本が住んでいたの、目白台に新邸を営み、そこには長男の宣義を住わせ、自身は清水門外の役宅に住んで、火付盗賊改の事務を執ったことになっているが、そんな史実はない。池波氏が火付盗賊改の役宅を清水門外へもって行かれたのは、『統泰平年表』天保十四年の条に「比年清水御門外、内藤伝十郎屋敷跡に火付盗賊改御役宅出来」とあるに拠られたものであろう。

二 平蔵の捕盗

『江戸会誌』第二冊第六号所載の「人足寄場附長谷川平蔵の逸事」には  
平蔵加役となりてよく盗賊を搜捕し、奸を摘し伏を発すること神の如し。本所に田沼家の浪人と称して剣法を教授する者あり。常に近隣の貧人へ米銭を施与することありしゆへ、近隣の人、皆其賢行を賞せしに、平蔵遽かに達して捕拿せしめ、是を糾問すれば、乃ち大盗なり。又或時火事場へ出張せしに、美なる法衣を着せし一僧、士人と立談し居りしを、平蔵馬上より一見し、直に指揮して捕拿せしむ。是も亦大盗なりしとい

ふ。又葺工の主、雇と工事を相談して居るを、平蔵行がゝりに見て、直に捕拿す。是亦盜なるよし。是等の類、毎度なるゆへ、人皆その明察に駭かざるものなかりしとなり。

とある。この逸話の語り主は、よほど頭のない人とみえて、平蔵が何にヒントを得て、この人の意表に出るような捕り物をしたか、その端緒となるようなものも擱んでいない。因ってこの文の作者（署名なきも、恐らく内藤恥叟ならん）は、これを按じて

凡加役は昔より目明を用ひて耳目となし、又附人として輕科の囚徒を宥して常に獄内に置、以て他囚の情実を探らしめ、巡行の折にハ、密にこれを従行せしめ、其指口さしぐちに依て手を下すなり。古へ檢非違使の放免に類するものなり。平蔵は蓋し巧みには是を用ひしならん。此目明、附人には往々弊害あることゆへ、用ふまじき旨政府より令せられしこと屢々あり。

といっている。平蔵がこの禁制の目明し岡っ引を使用して、巨盜怪盜の在り家をつき突め、次々にそれを捉えて、江戸市民の信頼を蒐めたことは、彼の政敵である森山孝盛が、彼の目あかし、岡っ引使用を非難して、

元來御制禁の目あかし岡引といふものを専らつかひたるゆへに、差掛りたる大盜、強盜などは、忽ち召捕て、手柄を顯したれども、世上は却て穩かならず、大火も年々不絶けり。

と言っていることによつて明証せられる。この平蔵に対して心よからざる森山といえども、平蔵が名だたる巨盜、怪盜を忽ちに召捕つてくる平蔵の凄腕には、舌を捲かざるを得なかつたのである。

松平定信の『宇下人言』にも、平蔵が大松五郎という怪盜を捕えたことが見えている。

しかるに亥（寛政三年）の夏の比、盜妖あやてふ事あり。こゝにも盜入たりといへば、かしこにも入たり。きのふは何ヶ所へ盜入たりといふ。それより町々にても、犬声など聞ては、そよ盜来たりけりとして、鐘などうち

ならすにぞ、その鐘の声をききて、又うちさはぎつゝ、一夜いねず。かゝる事半月計げんげにも有けん。巷説喧々として人情もさらに安からざりしは、希有の事なり。これによつて御先手おさきで之ものへ被仰付二捕盜せしにぞ、つるにはそのさたも止けり。とらへし盜とて、ことにすぐれたるはなかりしが、そのうち大松五郎といふを、長谷川何がしとらへぬ。このもの一人して一夜に二三ヶ所ほどづゝ入て盜ぬ。一二ヶ月の間に五十ヶ所と入りて、或は人をころし、又はおびやかしてとりゑし也。重き刑にあへり。

平蔵が捕えたぬすびとの大ものは、神道徳次郎（百万塔には真刀徳次郎、江戸会誌には神稻小僧とある）である。幕末の名士栗本鋤雲の『匏庵遺稿』（明治三十三年五月刊）四人緒衣の項には

寛政の初年は、天明窮飢の後を受けたる故にや、江戸府下到的処に姦宄潜処し、鑽壁踰牆、或は火を人家に挿むの輩多きに因り、火付盜賊改、俗に加役と称する職の出来て、先手組の頭より兼務する事となりしが、（此職或は其前より有りしや詳にせず）予が母方大伯父長谷川平蔵其選に当り、賊魁神道徳次郎を捕へてよ、頗る世に知られたりし。

とある。この神道徳次郎は、数百人の手下を従え関東・東北の数カ国を荒し廻つた大賊であるが、平蔵は大宮宿においてこれを捕えた。その時、徳次郎はあまりにも見すばらしい恰好をしていたので、神道とも云われる者が、その姿では入牢もできまいと言つて、新たに鮮衣を求めてそれを徳次郎にくれてやったという。『幕府時代届申渡抄録』（『百万塔』第三輯所収）には、神道徳次郎及びその党類に獄門の刑を申渡した判決書が掲げられている。

長谷川平蔵掛

無宿

真刀徳次郎

西十八

其方儀、奥州常州上総上野下野武州関東筋、其外近国在々、数百ヶ所忍入、又は強盜致し、道中筋御用と申

絵符を建、帯刀致し、野袴を着し、随へ候者共、又は渡盜賊、若党に仕立、召連、問屋場にては、相応之御用之趣申偽、或は御用と書付候提灯を為し持、又は蠟燭を燭し、寺、修験宅、百姓家、土藏、町家入口、戸固辞明ケ、押明ケ、固辞放し、或は火縄にて錠前の処焼ぬき、脇差を抜持、頭取押込、家内之ものを縛置、声立候はゞ切殺旨を申、金銀錢、衣類、反物、脇差等、其外品々数不覺盜取、又は奪取、右品々は常松、伊勢松、丈助、山番人藤八、其外随へ候もの共、市場或は通り懸け古着買へ、其度々為三売払、又は質入為致、配分遣し、酒食遊興に遣捨、剩出家百姓を切殺、或は所々にて手疵を為し負、餘類大勢催し、数百ヶ所夜盜致し候段、重々不屈至極に付、町中引廻し之上、武州大宮宿おゐて獄門。

越後無宿 常 松 廿二  
 養戸村無宿 丈 助 十九  
 上州無宿 伊勢松 十八

右同科書略し之。三人共引廻し之上、武州大宮宿おゐて獄門。

検使与力

村井 左 伸 太  
 広田 諸 右 衛 門

この文書、年月を闕くも、三田村鳶魚の『捕物の世界』は、これを寛政元酉年三月の事としている。以上述べたところに拠つて、長谷川平蔵が捕り物の名人として当代の江戸市民の尊敬を鍾め、市民から信頼されていたことは、明かであると言わねばならない。

この捕り物の名人としての平蔵を大衆に印象づけたものは、言うまでもなく池波正太郎の『鬼平犯科帳』であるが、この小説に現われる捕り物は、全く池波氏の胸臆から湧出した創作であつて、そこには神道徳次郎も、大松五郎も登場しない。

### 三 平蔵の判決

火付盜賊改は、前述のごとく、その捕えた犯人を町奉行所に引き渡すべきものであるが、中山勘解由の時以来、火付盜賊改が自らこれを吟味（審理）して刑を申渡した。その裁判は「乞食芝居」と悪口されたが、その判決の既判力は、町奉行、勘定奉行公事方の判決と毫も異なるところがない。

故に火付盜賊改は、犯罪を捜査する検察官であると同時に、専ら刑事事件（これを吟味ものといった）を取扱う裁判官であつて、徳川時代の刑事判例集である『御仕置例類集』には、火付盜賊改が下した判決も、町奉行、勘定奉行が下した判決と相並んで採録されているのである。

長谷川平蔵は、犯罪捜査の面に活躍して巨盜、怪盜を多く逮捕し、「捕り物の名人」の名を擅にしたが、裁判の面においても、その判決理に当り、人情に合致して、後世の範と為すに足るものとして、『御仕置例類集』に採録せられたものが頗る多い。故に平蔵は、名検事であつたと同時に、名裁判官でもあつたのであつて、無闇に人を縛つた鬼刑事、鬼検事ではなかつたのである。『江戸会誌』に挙げられている彼の逸事には

平蔵、常に囚徒を遇すること親切にして恩あり。其衣なきものには衣を与へ、又は捕違ひにて放免するもの、極めて貧なるには、拘留の日数に応じて錢を与ふ。

とある。無罪若しくは免訴の言渡しを受けた刑事被告人に対して、官がその補償を為すのは当然のことであるが、我が国において刑事補償法が国会を通過したのは、昭和六年のことである。それより百年も以前に、長谷川平蔵

がその補償を行ったということは、特筆すべきことであると云わねばならない。

また『江戸会誌』には

又刑死のものは、時々法会を設けて是を弔へしとなり。

とあるが、それが事実であることは、『蝨の焼藻』の平蔵を批判せる条下に

又所々の寺院に墓塔を建立して、刑死の菩提を弔らひ、道橋に孤かぶり居る乞食などに、折々鳥目を与へて、恵みなどしけるとぞ。

とあることによつて証せられる。森山孝盛は、これを平蔵の売名行為として非難しているのであつて、彼が小人であることは、この一事によつても知られる。

故に当時の人々は、平蔵を人情に明るい、仁心に富める名裁判官として、これを尊敬したのであつて、四壁菴茂蔦の『わすれ残り』(『続燕石十種』第一巻、明治四十一年刊)には

本所花町に、火附盗賊改長谷川平蔵殿勤役中、賞罰正しく、慈悲心深く、頓智の捌多し。名高き稲葉小僧といふ賊も、其手にて召捕られたり、人々今の大岡殿と称し、本所の平蔵様とて世にかくれなし。

とある。「大岡殿」は享保の町奉行大岡越前守忠相であつて、名裁判官の代名詞である。

故に私は平蔵には「鬼の平蔵」、「鬼平」の綽名はなかつたと思う。今日まで私が調べたところでは、「鬼平」の名は、江戸時代の正史には勿論、稗官小説、随筆の類にも見出し得ない。「鬼平」の名は、池波正太郎によつて平蔵に与えられた綽名であると断定してよいと思う。私は『鬼平犯科帳』によつて、長谷川平蔵の名が広く大衆に知られたことを深く喜ぶ者であるが、「鬼平」の名だけを聞いて、平蔵を人情酷薄な鬼検事と速断する者がありはしないかと、心配している。

『御仕置例類集』には、古類集、新類集、続類集、天保類集の四種があり、『司法資料』として古く司法省より刊行せられ、近く「名著出版」からその複製が刊行されている。古類集は文化元年の編集で、明和八年以降享保二年に至る刑事判例を集めたもので、原本六十八冊、収録件数二三〇八件、表紙の色によつて、茶表紙とも呼ばれる。新類集は文化十一年の編纂で、享和二年より文化十一年までのものを集め、十五冊、一二三三件、青表紙とも称せられる。続類集は文政九年の編纂で、文化十二年より文政九年に至り、天保類集は文政九年より天保十年に至る刑事判例集である。長谷川平蔵の作った判例が掲載されているのは、平蔵の職歴からいって、古類集のみであるが、私が古類集を繰って得たところの平蔵の伺(平蔵が提出した伺書の後に「評議之通済」という評定所一座の裁許文言が附加されているから、これは判例である)を、年代順にその件数をあげると、次のようである。

明和八年二件、同九年二件、安永二年一件、天明七年三件、同八年五件、寛政元年四件、同二年七件、同三年一九件、同四年二五件、同五年四七件、同六年七六件、同七年一六件。

安永以前のものは、「長谷川平蔵伺」とあつても、その平蔵は父宣雄であるから、これを省いてその件数を合計すれば、二〇二件となる。江戸幕府の刑事判決集『御仕置例類集』に二〇二件の判例を留めた長谷川平蔵は、裁判官としても偉大な存在であると言わねばならない。

この『御仕置例類集』に見える二〇二件の平蔵の判例の実例を丹念に調べ上げ、これに若干のフィクションを加えて、『大岡政談』風の裁判小説を創作したならば、私は『鬼平犯科帳』よりも面白く、且つ迫力のあるものが出来るのではないかと思うが、勿論私にはその能もなければ、その暇もない。

一代のうちにこれだけの新判例を作つた長谷川平蔵は、非常な精力家で、職務に勉勵したに相違ない。『江戸会誌』には、平蔵の逸事として次の話が掲載せられている。

平蔵、毎夕市中を巡検して親しく民情を察し、風説を探り、兼ては組支配の勤怠をも検せしよし。或夜組のもの何某、麴町九丁目を巡行せしに、一人笠を深く冠りて行過ぐるものあり。其風体頗る怪しければ、何某「待テ」と呼かけたれど、聞えぬ体にて急ぎ過去るゆへ、弥怪しき追駈て笠を引はぎ、其面を見れば、乃ち平蔵なり。何某あはて、拜伏すれば、平蔵声色を和らげて、「ヤレ、御太儀、よくこそ心付けたれ」と、再三これを勞して立去しとなり。

いかにも平蔵の面目躍如たる一挿話であつて、これをテレビ劇『鬼平犯科帳』の舞台上に上演したならば、松本幸四郎丈の名演技と相俟つて、大衆の喝采を博したであらうと思われる。しかし、歴史家である私は、この話は後世の平蔵ファンが平蔵に附会した挿話として、これを否定しなければならない。何となれば、享保十年から同十三年まで火付盗賊改の職にあつた進喜太郎しんきやうろうについて、同じような話が語られているからである。三田村鳶魚の『捕物の世界』火付盗賊改の章は、『加役代々記』を敷衍したものであるが、その進喜太郎の条には

或時はまた夜廻りに出た時分に、わざ／＼無提灯で巡回しました。さうして浅草の諏訪町河岸を、ごくひそ／＼として歩いて居りますと、町内の番太郎が九ツの廻りに出て、拍子木を打って廻るのに出くはした。それが進喜太郎を見かけまして、そこを通るのは誰だ、と云つて聞いたけれども、別段返事をしないでみると、二人で廻つてゐる番太のうちの一人が、棒を以て打つてかゝつて来た。その時、供についてゐる同心が、これは火付盗賊改の進喜太郎殿であると云つたものですから、番太はびっくりして逃げてしまひました。これは何事かむづかしい事になるだらうといふので、皆案じて居りますと、翌日になつて、如何にも奇特な夜廻りをする、と云つて褒美の金をくれた。——進喜太郎といふ人は、かういふ遣り方でありました。

とある。『江戸会誌』の右の逸話は、この話を換骨奪胎して長谷川平蔵に附会したものであるに相違ない。このような例は外にも幾つかある。しかし、このような話が平蔵に附会されるのは、平蔵が職務に熱心で、精励恪勤していたからであるに相違ないのである。

#### 四 財政家としての平蔵

第二章第三節で述べたように、火付盗賊改という役は、出費が多くして手当が少く、この役目を勤める者は、いつも出血勤務である。これを足かけ九年も勤めさせられた長谷川平蔵は、どうしてその家計の窮乏を切り抜けたか。池波正太郎氏も、此の問題を考えられたとみえて、『鬼平犯科帳』第四卷「狐火」には、二千石の自身の旗本横田大学義郷の子の千代太郎が、暴漢に誘拐せられて、千両の身の代金しろを要求せられた事件を述べ、平蔵がその犯人を捕えて千代太郎を横田家に連れ戻し、横田家の体面を重んじて事件を内密にしてやった謝礼として、金二百両を収めたことが、短篇小説風に述べられている。

その説明として、池波氏は

「火盜改メ」という、この役目に励めば励むほど、長官は「金が要る」のである。幕府からは四十人分の役扶持が出るけれども、とてもとても足りるものではない。犯罪を取り締る役目で、しかも寸分の隙もなく事をはこぶ機動性が欠くべからざる火盜改メだけに、なんととっても、こころのきいた密偵をつかい、金を惜しまず、江戸の暗黒面からの情報を絶えず得ておかねばならぬ。同じ旗本でも、火盜改方の長官をつとめるには、よほど有福の人でないといつとめきれない、といわれているほどであった。

と述べておられるが、それはその通りである。『鬼平犯科帳』の千代太郎誘拐事件は、もとより作り話であるが、平蔵が賭博など見ても見ぬふりして見逃したり、被害者の体面に係わるような事件を秘密裡に処理して、町人か

ら礼金を貰うことは、有り得る事柄であつたと思う。また町人が証人として町奉行所や火付盗賊改の役宅へ召喚せられることから免がれるために、その名前を抜いてもらうために出す心付けとか、江戸に広い藩邸をもつ大名が、その屋敷地のぐるりを巡廻してくれるお礼として盆暮に呉れる心付けとかいったような、役徳（これを袖の上の物といい、賄賂と区別した）もあつたが、そんなものではとても間に合わなかつた。そこで長谷川平蔵は、いろいろ秘策を廻らして金を才覚し、銭相場にも手を出した。

平蔵が銭相場に手を出したことは、『宇下人言』、『蟹の焼藻』も、その事を非難しているから、疑うことのできなない事である。『新燕石十種』第一冊（明治四十五年四月刊）所収の『親子草』という随筆には

#### 銭相場之事

近年打続き銭下直に相成候処、寛政三亥年四月、別て下直に相成、壹兩に付六貫弍百文位いたし候処。長谷川平蔵殿掛りにて、加役人足寄場におゐて、銭御買上被<sub>レ</sub>仰付候へば、一兩日之中に忽ち五貫三百文位に相成候付、御払被<sub>レ</sub>仰付、右得分を以、寄場人足、無宿共、御救ひ被<sub>レ</sub>下候由。云々。

とある。平蔵の金の才覚のために、銭相場のおぶない橋まで渡るようになったことを思えば、彼がどんな奇想天外より落つる策略をめぐらして、その金を才覚したかが、略想像される。

白眼を以て平蔵の行動を常に監視している森山源五郎は、この端倪すべからざる平蔵の金策の手段を目して、これを「奇計」とした。『蟹の焼藻』には、

後は長谷川申乞て、銭の売買なんどしたり。八年が間、様々の奇計をめぐらしたるにより、世上にては口々に長谷川がことを批判したりけり。

とある。この抜け目のない、強引な平蔵の才覚に対して反感をもつた人は、森山源五郎のみではないと思う。平

蔵の官歴が、天明八年以後停頓してしまつたのは、この事に対する反感が、松平定信の耳に入り、定信が平蔵を清廉ならざる官吏と思ひ込んだことに、原因があると思う。

しかし、平蔵が理財の才に長け、金銭を儲け、金銭を才覚（調達）することに、特別の才能を持っていたことは、驚くべきものであつて、建設費をこめて一カ年金五百兩、米五百俵という、けちくさい予算を受けて、人足寄場を建設していった彼の財政的手腕は、他人の追隨を許さない。このすぐれた財政的手腕と、人使いが上手で、経営の才に富んでいるという点で、長谷川平蔵は田沼意次と似ていると思う。そこがまた平蔵が松平定信に嫌われて、父宣雄並みの栄達もできなかった所以でもある。

#### 四 人足寄場の起立と平蔵

##### 一 人足寄場の先蹤——佐州水替人足と無宿養育所

幕藩体制は、人民を土地に定着せしめて、その労力と地力とによって生み出される米麦を以て幕藩の財用に充てる組織であつて、人民を把握するためには人別帳があり、土地を把握するためには水帳があつた。ところが八代將軍吉宗の頃から、人民台帳の公簿である人別帳からはみ出した「無宿」なるものが段段増加して、幕藩体制の基礎を危くするので、幕府当路者は、この無宿をどう処置するかという問題と真剣に取り組まねばならなくなつた。田舎で発生した無宿者は都会に集り、食い詰めた揚句、犯罪を犯す危険性があるから、都会ではこのあぶれ者である無宿を一定の地域内に追い込んで、犯罪の発生を防止すると共に、彼等を教育して生産技術を身に着けさせて、生産人口として元の人別帳に返すことが考えられた。かくして出現したものが、天明の無宿養育所で

あつて、南町奉行牧野大隅守成賢の献言するところであり、彼の経営するところであつた。これが人足寄場の先蹤をなすものであつて、人足寄場は、寛政二年に松平定信の考えひとつで、忽然として出現したものではない。天明の無宿養育所の設立に先立つて、安永年中、勘定奉行石谷清昌は、江戸に集つた無宿を捕えて、これを水替人足として佐渡の鉱山に送る制度を始めた。この水替人足の制も、無宿の浮浪人が江戸の治安を乱す危険性を除去したことと、拘禁者を徒食せしめることなく、その有する労働力を生産労働に向けしめる端緒を開いたという点で、やはり人足寄場の先蹤を為したもので言うことができる。

このように、人足寄場という美なる制度も、一朝一夕にして生れたものではなく、幕府の首脳者が無宿問題に悩んだ結果、考案を重ね、実験を経て、徐々に形成されて行つたものであつて、その制度を生み出した功を一人に帰し得べきものではない。

無宿養育所や人足寄場は、既に発生した無宿者をどうするかについて考えられた制度であるが、幕府の首脳者は、無宿者を発生せしめないためには、どうすればよいかということをも考えたのである。それによつて考案せられた方策は、無宿を発生せしめる最大の原因である追放刑を科することをできるだけ慎しむことと、追放刑に代る刑罰を考案することとの二つである。故に人足寄場の制度は、常に追放刑廃止の問題と関連してこれを考察してゆかねばならないのである。

人足寄場は、初期にあつては、無罪の無宿及び入墨・敲の罪を犯して其の刑の執行を了つたが、引取人なくを野に放てば再び犯罪を犯す危険性のある者を收容したが、文政三年以後は、江戸払以上の追放刑に処せられた者をも收容するに至つた。これ人足寄場に拘禁して、三年又は五年の間労役に服せしめることを以て、追放刑に代えたものであるが、幕府の評定所のオーソドックスな解釈としては、これは追放刑の実行を三年又は五年間延

期したものであつて、收容者は、その追放刑の申渡しにおいて御構い場所となつて居る地域以外から引受人が現われない限りは、釈放されないものとなつて居た。幕府の法律家たちは、このように保守的であつたから、追放刑が正面切つて廃止せられるのは、明治維新を待たねばならなかつたが、幕末時代には、寄場拘禁が、實際的には追放刑に代る新刑罰と考えられていた。

長谷川平蔵は、最初から江戸払、江戸十里四方払の者をも、人足寄場に收容する考へであつたのであつて、『寄場起立』には、長谷川平蔵の次のような何書が収められている。

江戸払

江戸拾里四方御構

右御構ニ相成候者、御構場所在々無宿ニて徘徊いたし候者共、組々之者、於<sub>ニ</sub>在<sub>方</sub>召捕候分、蒙<sub>ニ</sub>吟味、悪事無<sub>レ</sub>もの、以前之御構場所え立入申問敷旨申渡、門前払いたし来候。右之類、自分人足寄場へ差遣、銘々仕覚候職業を為<sub>レ</sub>仕、実意ニ立還り、身元見届候へど、追々御構場所外荒地へ差遣候様可<sub>レ</sub>仕候。

但、御構之者は、川渡人足等には差出不<sub>レ</sub>申、寄場内ニて職業可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>致候。

右之通取計可<sub>レ</sub>申哉。相伺申候。以上。

(寛政二年)  
戌三月

長谷川平蔵

この伺の旨は却下せられたが、文政三年に至つて、この伺書の如くなつた。

また人足寄場で油絞りの作業が始つたのは、天保十二年であるが、長谷川平蔵は、寄場人足に水油を絞らせ、その油を幕府の御用として悉く買上げてもらつてもらうつもりで、後藤忠蔵なる者に命じて油絞りの仕様書を作成せしめ、また灯油を幕府に納めている御用商人升屋善太郎の内情を偵察せしめている。

## 二 平蔵の献議

人足寄場の設立については、松平定信の工夫によって出来たとする説と、長谷川平蔵の献議によって出来たとする説とがある。松平定信の工夫、発明に成ったとするものは、森山孝盛の『蟹の焼藻』に

定信朝臣の工夫ありて、長谷川に差函ありて、石川島に人足寄場と云ことを、新にくみ立られたり。

とあることを第一の典拠とし、長谷川平蔵の献議によって出来たとするものは、『京兆府尹記事』に

(平蔵) 其後、火付盗賊改役兼帯、其時一封の書を輔佐の重臣たる奥州白川の城主松平越中守殿江献ず。(中略) 其趣旨は、御府内の花も葉もしげりたるによって、諸国を集り来る者多し。其中には理弁の徒は少く、放埒だじやくの族ありて、後は非人と成下るなり。是は己が心柄とは言ながら、非人多きは国の耻なり。若臣に台命を蒙りなば、ケ様の族を召捕て、両国の下流、佃島無人島等に於て、身持相應の産業をしへ、雜費の外は其者共の徳分と為<sub>レ</sub>致、錢財をもたしめ、店を為<sub>レ</sub>持、渡世を為<sub>レ</sub>致なばよかるべし。国の元は百姓なれば、其中を撰び百姓に仕立、御料私領に不<sub>レ</sub>拘、無人の土地へ有付なば、百姓無<sub>レ</sub>之のうれひもなかるべしと言上す。越公殆ど感じ、是聖賢の道なり、能心付たりとて、則上聞に達するの所、御感に思召、その奉行を長谷川平蔵に被<sub>レ</sub>命ければ、已に其御用に取懸りけるにぞ、其美名日本にひゞき、平蔵が仁慈を称せざるものなし。

とあるを引く。しかし、上来屢々見來つた如く、森山の『蟹の焼藻』は、長谷川平蔵をこきおろし、己の功績を宣伝することを専らとした書であるから、長谷川平蔵に人足寄場設立の功ありとするも、その功をできるだけ小さく評価せんと試みたるものなること明かなるを以て、右の記事は信じ難い。また岡藤利忠の『京兆府尹記事』も、上来屢々見來つた如く、与太おおくして講釈師の張り扇に過ぎないから、これまた信すべき限りではない。賢人とうわさされ、將軍補佐役となつて、天下の政治を委ねられた松平定信が、長谷川平蔵に教えられて初めて無宿対策を考えた、とするのは愚な考えである。無宿対策は、定信の祖父吉宗の時から、老中となつた幕府首脳者がいづれも頭を悩まして來た問題であつて、天明六年五月、無宿養育所が停廃されてから、江戸の街衢にあふれている、この目ざわりな無宿、孤かぶりを何うして取り片付けるかは、定信が毎日頭痛に病んでいる事柄である。人足寄場の問題は、定信が平蔵から言われて初めて気がつくといったような、身遠な問題ではない。

同じ理由から、私は、定信が中井竹山、同履軒の『草茅危言』や『恤刑茅議』の説に聴いて、人足寄場を扱めたという説をも否定する。定信が天明の大火によって焼亡した禁裡御所の再建を命ぜられて上洛した際、大坂に下つて懷徳堂に竹山を問い、辭を低うして天下を匡救する方策を問うたことは事実であるが、定信は、『恤刑茅議』を読んで初めて徒刑、城旦がどんなものかを知つたというような非学者ではない。和漢の学に通曉していた定信は、竹山らに会う前から、我が佐州水替人足の制は漢の城旦の制に近く、無宿養育所の制が唐及び我が王朝の徒刑の制に酷似していることぐらいは、知悉していたと思う。定信が人足寄場の手本にしたのは、三年前まで深川の茂森町にあつた無宿養育所であつて、彼は寛政二年二月、人足寄場の工事が始まるその日まで、それを無宿養育所と呼んでいたのである。寛政二年二月十九日、長谷川平蔵に人足寄場の取り建てを命ずる御書付には

右場所、以来加役人足寄場と可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相唱<sub>一</sub>候。

とあつて、人足寄場の称呼は、この日から始まつた。それまでは依然無宿養育所の旧称によつた。故に定信が最初平蔵に命じたものは、無宿養育所の再建であつて、新たに構想せられた人足寄場の創建ではない。『寄場起立』には、寛政元年中に長谷川平蔵から松平定信に上られた人足寄場に関する上申書が二通取められているが、この

上申書では、人足寄場は無宿養育所の旧称を以て呼ばれている。定信が無宿養育所復興の意を平蔵に洩らし、その具体案の上申を平蔵に命じたことは、この上申書の内容から推して明かである。

故に人足寄場の設立に、西洋近世の刑事制度の影響があったのではないかといったような説は、全く一顧の価値もない。江戸時代には長崎を通じてオランダとの交渉があったが、蘭学なるものが起ったのは、明和・安永の間であって、天明・寛政の頃には西洋の医書すらも、まだ完全には読めていない。杉田玄白の『解体新書』が刊行せられたのは、安永三年である。蘭学が盛んとなり、長足の進歩を遂げたのは、蘭館医シーボルトが来朝した文政六年以後のことであって、松平定信の時代には、オランダの国内事情など、日本には紹介されていない。従って一五九五年アムステルダムに設けられた懲治場ツフト、ウスマのことなど、知られている筈はないのである。

天明の無宿養育所がどんなものであったかは、史料が闕如してよくわからない。しかし、一冊ひとかたの中に無宿者を打ち込んで自由に外出できないようにし、小屋の中で菓細工などの仕事をさせていたことは慥かである。まさか遊ばしてはいなかったと思う。仕事をした賃金の一部を本人に与えるという制度も、無宿養育所で行われていた制度であるかも知れない。この無宿養育所は、無罪の無宿を收容して只でめしを食わせてやる所だということで、塙を破って逃走する者が出ようとは、考えていなかったようであるが、人は食よりも自由を求める者であって、逃走者相ついだ。無宿養育所が、創設以来わずかに六年にして閉鎖せざるを得なくなったのは、逃走によって收容者の大半が居なくなってしまったからであろう。『寄場起立』所収の長谷川平蔵の第二上申書（西十二月とあるもの）に

牧野大隅守、養育所取計仕候節も、出奔之者多、難儀仕候趣、相嘶申候得ば、云々。

とあることは、無宿養育所の失敗の原因が、收容者を甘く見ていたことであつたことを推断せしめる。故に長谷川平蔵は、再建せられる無宿養育所すなわち人足寄場においては、外間を蔽重にして逃走者を防ぐと共に、逃走者を蔽科に処すべきことを、第一上申書で述べている。

一、夜分伏らせ候場所へ、獄屋之ごとく仕候処こしらへ置、一所に仕、ふせらせ不申候ては、無心元奉存候。  
一、……出奔人等へ、伺不申、直ニ切捨候程之被ニ仰出無御座候而は、法を相守申間敷奉存候。

松本清張氏は、その短篇小説『海嘯』（角川文庫『無宿人別帳』所収）の中で、人足寄場に言及し、「授産場といふ意味もあるが、矢張り囚獄の匂いが強い」と評しておられる。しかし、收容者がいつかすきを見て逃げてやろうと、常々考えているようでは、「悪ヲ改メ候期御座有間敷」き故に、「養育所へ入候ものは、出奔仕候儀、決而不相成一事と、心底より奉存候様ニ仕候が、專一之儀」である。その為には、人足寄場を牢獄のようにしなければならなかつたのであって、松本氏の批評は当らないと思う。

無宿養育所の旧称を廢して人足寄場と号することとしたのは、「無宿」の語が人に不快の感を与えるからであつて、「加役人足寄場」の称は、定信の發明である。この新施設の名称については、平蔵には平蔵の案があつた。『寄場起立』所収の長谷川平蔵の第二上申書には

一、無宿者名目之儀、先日御請申上候。平人へ至而きらひ申候儀故、相考候処へ、御用人足所と相唱申候へど、可然哉と奉存候得共、「御用」之二字ヲ相用候義、如何可有御座哉。「御用」之二字ヲ相加へ候へど、俗忌きらひ候儀、御座有間敷と奉存候。

とあつて、彼はこれを「御用人足所」と称せんことを主張したのである。

天明の無宿養育所においては、收容者に訓話を聴かせることはなかつたと思われるのであつて、人足寄場で心学者を招聘して彼等に心学の道話を聴聞せしめたことは、慥かに人足寄場の特色であろう。人足寄場で最初に心

学の講話をしたのは、松平定信の与党の諸大名と関係の深かった中沢道二である。故にこの事は松平定信の発案のように思われるが、長谷川平蔵もその第一上申書において、

一、無宿者共、打込置、相働かせ候計ばかりにては、悪党善にうつり可申とも不奉存候間、甚耳ちかく、談義僧杯之弁舌宜敷に雑談相受、教化為仕、行々は少々ツゞ国恩之難有事、家業相勤候筋、親之慈悲等ヲ、天然と感仕候様ニ、一夜置おき、二夜置位、退屈不仕候様、暮六ツ時より五ツ時頃迄ツゞ、申聞せ候ハゞ、悪党ニても人ニ御座候間、感候者早出来可仕奉存候。

と述べている。

『寄場起立』には、無宿共が初めて人足寄場に收容されて来たときに読み聞かせる書付の文言が収められているが、それには

其方共、無罪之者ニ付、佐州表へ可差遣一処、此度厚き御仁恵を以、加役方人足ニ致し、寄場江遣し、銘々仕覚え手業を申付候。旧来之志を相改、実意に立かへり、職業を出精いたし、元手にも有附候やうに致べく候。身元見届ケ候はゞ、年月の多少に無構、右場所を差免、百姓素生之ものは、相応之場所を被下、江戸表出生之ものは、出生の場所江店をもたせ、家業可致させ候。尤公儀よりも職業道具被下候歟、又ハその始末により、相応の御手当有之候。若又御仁恵の旨をも弁へず、申付に背、職業不精にいたし候歟、或ハ悪事等於有之ハ、重き御仕置可申付者也。

とある。この「銘々仕覚え手業」をやらせるということも、人足寄場の特徴であって、無宿養育所においては、收容者の手業は、藁細工か、紙細工に一定していたのではないだろうか。従ってその賃銀は溜めてみても、極めて小額であって、囚人等がそれを元手に更生することはできなかった。人足寄場においては、無宿共を更生せしめて、これを完全に社会に復帰せしめることを考えたから、「元手に有附く」だけのものを、労働によって稼がせなければならぬ。それには收容者銘々の手について得意の手業をやらせて、できるだけ高額の賃銀を得せしめなくてはならない。平蔵はその見地から重労働であるだけに、高賃銀である油絞りを、膂力のある人足にやらせようと、計画したのである。

これを要するに、人足寄場は、無宿養育所の失敗に鑑み、無宿養育所の制度に改良を加えたものであって、無宿養育所なくしては、人足寄場は生れなかつたと思う。故に人足寄場は松平定信の創意に成るものでもなく、長谷川平蔵の構想によって生れたものでもないが、無宿養育所の制度に改良を加えたのは、この二人であるから、人足寄場は、定信と平蔵との合作であるというのが、最も穩当であろう。

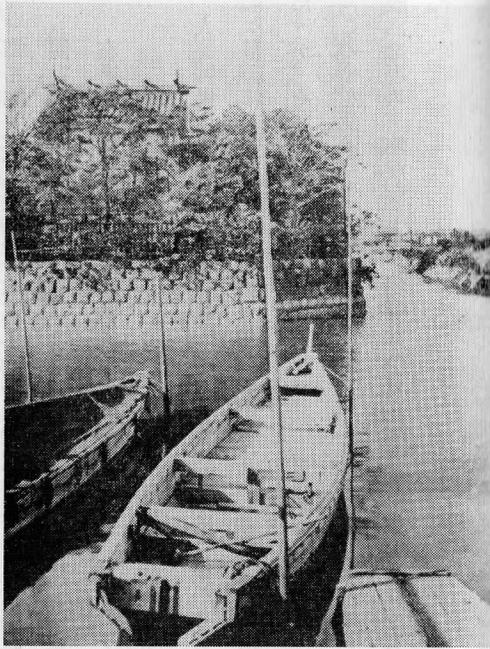
但し当代の正史である『統徳川実紀』寛政二年二月十九日の条には

こたび鉄砲洲向島石川大隅守正勲亭裏に、加役方人足寄場を新建あるにより、松平越中守定信より捕盗加役長谷川平蔵宣いに示さる旨あり。こははじめ平蔵宣いの建議せし所なり。

とあって、人足寄場は、長谷川平蔵の建議によって出来たものであるとしている。この記事を前の合作説と調和して解釈するには、平蔵の建議なるものは、無宿者を收容する人足寄場なる施設を新設しようという建議にあらずして、上からの命令である人足寄場の新設をどのように具体化するかについての建議と解釈すれば、それでよいと思う。事実そのような具体案の建議は、平蔵によってなされているのであって、上來屢々言及した『寄場起立』の巻頭に収められている二通の上申書がそれである。第一の上申書には年月日がないが、第二上申書には「西十二月」とあるから、第一上申書は、寛政元酉年の十月若しくは十一月のものであろう。平蔵がこの第一上申書において、無宿の悪党どもを遷善せしめるために談義僧の説教を聴かせるようにしては如何と建言している

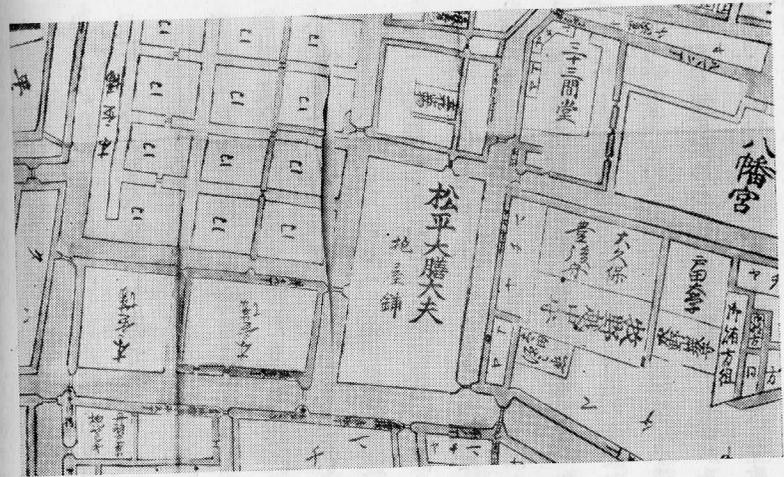
かる敷きを発することもなかったわけで、平蔵の人足寄場建設の具体案が如何にすぐれたものであったかは、この一事によっても知られる。

されば当代の人々は、みな人足寄場建設の功を平蔵に帰したわけで、前記の『京兆府尹記事』をはじめ、『御府内備考』、『宝曆現来集』、『清陰筆記』、『匏菴遺稿』等の書は、いずれも人足寄場は長谷川平蔵によって創始せられたとしている。勿論、長谷川平蔵を寄場取扱に任命したのは松平定信であるが、その故を以て定信を人足寄場の創立者とするのは、社会通念の上で許されない。人足を指揮して人足寄場の建物を建て、無宿者をその小屋に収容して銘々の手業を始めさせ、寄場の規律、財政の基礎を定めて、これを軌道に乗せたのは長谷川平蔵で



明治時代の佃島景観。佃島住吉社の右の濠が住吉社と人足寄場との境界の濠である。

島との中間にある葭沼一万六千三十余坪を埋立てて、そこに建設せられることになったが、その決定をしたのは松平定信に相違ない。その地は、前記の四条件の三つを備えていたが、良水を得ることができなかった。そのため寄場人足に給せられるモツウ飯は赤色を呈し、臭気があって、人足共は「平生之戯ニも、逃去候て、一日成人並之食事致し、相果度」と歎いたという。平蔵が選定した候補地が採用せられていたならば、人足共が



中央に見える松平大膳大夫抱屋鋪とあるものが人足寄場建設の最初の予定地である。

ことは、前に述べたが、平蔵はまた第一上申書において、人足寄場を何処に取り建てるかについて、意見を具申している。

- 一、無宿者養育所地面、山之手ハ六郷川筋吟味仕候処、地面御座候而も水無御座、水御座候而も、要害を構候ニハ御入箇甚相掛、相応之地面無御座候。深川松平大膳大夫抱屋敷鶴歩町は、四方川ニ御座候而、大川と続き罷在、船之通用宜敷、坪数も式万坪御座候へば、無宿者養育所第一之地面と奉存候。

即ち平蔵は、人足寄場の立地要件として、第一に二万坪近くの広さのあること、第二要害のよいこと（収容者の逃亡を防ぐにたよりよき地形）、第三に良水が得られること、第四に交通の便あることの四条件を数え、六郷川筋を巡見してみたが、適当な地が得られなかった。平蔵がこの四条件を備えている候補地として得たものは、深川鶴歩町の松平大膳大夫抱屋敷二万坪の地であった。

しかし、この平蔵の選定した候補地は採用せられず、人足寄場は、隅田川の河口に横たわる二つの嶋、佃島と石川

あるから、平蔵を以て人足寄場の開山とすることは、通俗的には許さるべきであると思う。

### 三 平蔵人足寄場取扱を命ぜらる

平蔵が人足寄場取扱を命ぜられたのは、寛政二年二月十九日であって、『古事類苑』法律部三十七及び『徳川禁令考後聚』第一附録には、次の御書付が掲載されている。

長谷川平蔵

此度無宿共、加役方人足ニ被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候。右御用相勤場所之儀者、石川大隅守屋敷裏葭沼沓方六千三拾坪餘、御用地ニ成、右之内江取建被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候間、御普請奉行相談、其方江請取、地所築立等之儀、追々可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相<sub>二</sub>候。

右場所、以来加役人足寄場と可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相唱<sub>二</sub>候。

二月

人足寄場取扱は、臨時の職務であって、役職ではないから、この事は『寛政重修諸家譜』の長谷川宣以の職歴には書かれていない。同年十一月、寄場取り建て御用、骨折相勤めるにつき、黄金三枚、時服二を賜わったことだけが、そこに記載されている。

この命を受けた平蔵は、直ちに浅草溜に預けられている無宿の中の強壯な者を人足寄場建設地に喚び寄せて、葭沼を埋め、地形をして、同月廿八日、早くも仮小屋を作って、人足廿人をそこに住まわせた。続いて平蔵は、人足寄場と対岸鉄砲洲との間に渡船場を設け、元代官大草太郎左衛門の役宅の土地されたものを官より貰い受けて、人足寄場役所と見張所を造り、三月廿六日に至って無宿共を住わしめる長屋三棟を建て、人足共の作業場で

ある小屋場も、四月中旬ごろまでには、完成せしめたようである。そのくわしいことは、『寄場起立』に収められている数十通の伺書によって知ることができる。同年五月には、建設工事が終り、人足寄場の機能が動き出したとみえて、杉田玄白は、その五月六日の日記に、人足寄場のことを可成り詳細に記している。次にその記事の末段を爰に転記する。

長谷川平蔵殿御取<sub>計</sub>、荒増左之通。一、長谷川様召捕無宿之者、初て右島に参候節、目見之節、同き手拭巻筋、場所働候節より、かき色水玉半てん、股引相渡候事。一、此節島之内瓦葺出来、彼の人々働き方左の通。一紙すぎ、一ちんこ切、一元結こぎ、一鍛治屋、一大工、一家葺、一たががけ、右の外、手習師匠、料理人、唄うたい、三味線ひきなどはこまり、当時遣方無<sub>御座</sub>候。尤船頭も有<sub>之</sub>由、渡し船被<sub>三</sub>申付<sub>二</sub>候。

右は『杉田玄白全集』第一巻日記（昭和十九年十一月刊）に見えるもので、江戸の市民が人足寄場のことを何う噂していたかを徴することのできる、めずらしい史料である。

この人足寄場の工事が始まる四カ月前の寛政元年十月の下旬から、江戸では隅田川々濠の大土木が始まっていた。この川濠の大眼目は、箱崎町の北、浜町河岸に出来た寄洲である「中洲」を取り除くことにあった。この中洲は、明和八年に伝馬町の名主馬込勘解由がこれを開いて、三股富永町として以来、繁昌の地となり、四季庵という料理茶屋も出来て、絃歌の音絶えざる淫蕩地となった。これが松平定信の癩にさわり、隅田川の水はけをよくするという名目をもって、その取り除きが命ぜられたのである。その土木工事は、寛政二年の四月まで続いたが、中洲の土砂の一部は、川舟で無宿島（人足寄場の地を江戸人はかく呼んだ）へ運んで、その埋立、地もりに使用せられた。その事は『寄場起立』には見えないが、高柴三雄の『花散る里』（『随筆文学選集』第八巻所収、

昭和二年八月刊)には

折節(天明七年)、新吉原類焼して、妓家此(中洲)に仮宅して、いと賑はひしが、程なく居住の者共に引料金賜はり、不<sub>レ</sub>残追払はれ、其跡は寛政元年霜月下旬より掘始、翌二年五月迄に、元の如く川となる。此土を以て深川石場の築立地出来、又佃島の端を埋て、人足寄場となる。

とある。なお大日本近世史料の『諸問屋再興調』第五冊所収の「奥川船積問屋御用経歴書上」には、「長谷川平蔵様御用相勤候」節とあるから、平蔵は奥川船積問屋の高瀬舟に中洲の土を運搬せしめたものとみえる。

#### 四 定信が平蔵に人足寄場取扱を命じた魂胆

松平定信が長谷川平蔵をして人足寄場を創建せしめた時のいきさつは、『宇下人言』にくわしく述べられている。

かつ寄場でふ事出来たり。享保之比よりして、この無宿てふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を一冊(ひととせ)に入れ置侍らば、しかるべしなれど、建議もありけれど果さず。その後、養育所てふもの、安永の比にかありけん、出で来にけれど、これも果さず。こゝよつて志ある人に尋ねしに、盜賊改をつとめし長谷川何がしこゝろみんといふ。つくだ島となりてしまあり。これに補理して無宿を置、或は繩ない、又は米などつきて、その産をなし、尤公用として米金、一ヶ年にいかほどと定めて給せらる。これによりて、今は無宿てふもの至て稀に、已前は町々の橋ある処へは、その橋の左右につらなりて居しが、今はなし。こゝよつて盜賊なども減じぬ。

これに拠れば、定信が無宿問題の解決に悩み、志ある人々に良策を乞うたところ、平蔵は進み出で、「それがし試みん」と言つて、それに応じたという。これを讀むと、平蔵という男はいかにも出しや張りのように見えるが、無宿を管轄するものは火付盜賊改であるから、平蔵はその職責の上から無宿養育所再興の仕事を受けたのであつて、縁もゆかりもない仕事に手を出したわけではない。江戸時代には、江戸府内の町人のことを管轄するのは、町奉行であり、関八州の百姓のことを管轄するのは、勘定奉行であり、旗本御家人のことを管轄するのは、目付であつた。火付盜賊改は、百姓町人の事件にも、旗本御家人の事件にも干渉するが、その専管のものを持たなかつたが、江戸に流れ込んで来た無宿は、これを専管する役所がないから、いつの間にか無宿のことは火付盜賊改の係りのようになってしまつていた。火付盜賊改が「御馬先召捕」と称して、町屋敷、武家屋敷で捕えたものを、街路巡行中に捕えたような恰好にするのは、町家敷は本来町奉行の管轄であり、武家屋敷は本来目付の管轄であつて、火付盜賊改専管の地といへば、街路の外にはなかつたからである。

なおまた『宇下人言』は、人足寄場の成功を述べると共に、定信が人足寄場取扱に平蔵を挙用したときの魂胆を自白して、次の如く言つてゐる。

この寄場の事をいはんに、これまで狩込とて、時々無宿をかりとりて、溜なんどへ打入れてをきしに、すでに我がこの職を蒙りし比、尋ねしに、千何百人とありしが、そのうち千人ほどは、みな疾みて死せりといふ。一年に千人もその溜にて死なんは、不便の事なり。ことに溜には御入用も多く入侍れども、行とどぎがたし。寄場てふ所の、溜の御入用に似るべくも少なくなければ、もろくの産をなして生活し、或は町々へ店を出し、又は在(ざい)かたへ歸すてふも多く、つねに二百人計りなり。もと無宿なれば、何にかなりなんとはいへど、すでにいまにては子の放蕩なるもの、こらしめに勘当せんと思へども、たちども迷ひなんとて、町人よりねがひて、この寄場へをくるものも有る也。いまに店をもち、妻子などもちて、身持をかへし候もの、い

くばくともいふ計りなし。これにて、御入用は減じ、無宿はをのづから少しく減じぬ。いづれ長谷川の功なりけるが、この人、功利をむさぼるが故に、山師などいふ姦なる事もあるよしにて、人々あしくぞいふ。これまたいれれど、左計の人にあらざれば、この創業はなしがたと、同列とも議して、まづこゝろみしなり。

これに抛れば、定信が人足寄場の成功をよるこんだのは、第一に無宿者処理に費す御入用（幕府の歳出予算）が著しく減少したことであつたらしい。無宿養育所の廃止以来、幕府は符込を行つて捕えた無宿を浅草の非人溜に預けた。預けた以上、その扶持に要する金穀は、幕府から非人頭車善七に支払つてやらねばならない。無宿の増加に従つてその金額は相当莫大な額に達していたらしい。それに較ぶれば、人足寄場の維持に費す御入用は、似るべくもなく少ない。『寄場起立』によれば、定信が寄場の費用として平蔵に与えた御入用は、初年度、建設費を含めて金五百両、米五百俵であり、次年度からの平常費は、金三百両・米三百俵である。『蚕の焼藻』によれば、高三百石の旗本森山源五郎が、御番入りに際して同僚に振舞つた宴会費は四十八両であつたという。故に五百両という金は、ちょっと気の利いた宴会を十回もやれば無くなつてしまふ金である。そんな金で人足寄場を作り、二百人近くの無宿を一年間養つて行けというのは、そもそも無理な注文であつて、定信という人がどんなにケチな人であつたかは、これによつても知られる。三尺の禪を越中ふんどしというのは、それが定信の発明で、定信は股間のものをつつむには六尺の布を必要とせず、三尺にて事足るべしと言つたと伝えられている。平蔵は、その予算のあまりにも少いのを見てあきれたが、何しろ銭勘定のわからない公方さまのお孫さまのおっしゃることだ、御機嫌を損ねぬようにと、足らぬところはおのれの才覚した金で補つて、人足寄場を賄つてきたのであるから、定信が喜んだのは当然である。

第二に定信は、寄場における平蔵等の寛政宜しきを得た処遇と、中沢道二等の心のこもつた心学講話の感化とによつて、在来の心がけを改め、実意に立帰つた者の多いことを喜んでゐるが、その人足寄場の成功を示す例として、町人の中に放蕩な我が子を寄場で預つて矯正してもらいたいと願ひ出る者もあると述べていることは、注目を要する。十六世紀に囚人の教化に偉大な効果を挙げたアムステルダム懲治院にも、親たちが矯正のためにその子を委託したと伝えられているが、我が国の人足寄場も、定信、平蔵の時代には、それに劣らぬ矯正の効果を挙げたのである。

『宇下人言』は、これらは「いづれ長谷川の功なりけるが」と、平蔵の人足寄場創建の功績を認めるにやぶさかでないが、定信は、平蔵の手腕、力量を認めているだけで、その人を信じていない。この人は、功利を貪る山師であつて、世間の評判もよろしくないと云つてゐる。定信の平蔵を忌み嫌う感情は、長谷川平蔵と呼ばずに、長谷川なにがしと呼んでゐるところにも、よく現われている。

定信は何を以て平蔵を山師と呼ぶのか。その原因はわからない。具体的な事例を挙げて平蔵を山師と呼んでゐるのは、彼のライバルである森山源五郎である。森山の自叙伝『蚕の焼藻』には

彼長谷川、小ざかしき生質にて、八年の間、加役勤るうち、様々の計をめぐらしけり、たとへば、加役組は御先手諸組より増人をとることゆへに、其増人に来りたるもの共に、長谷川が紋付たる高提灯を渡し置たり。若最寄に出入火ある時は、其高提灯をともし、速に火事場に押立置せたり。されば愚なるもの、目には、はや長谷川の出馬せられたると、驚き思ふためなり。

とあるが、この具体例によつて平蔵を山師ときめつけるのは酷であろう。森山が「奇計」といい、「様々の計」といつているものは、出費の多い火付盗賊改の役を勤めるために、平蔵が行つた金の工面、すなわち俗にいう

「才覚」を謂うのであろう。金を才覚する元手となるものは、第一に「顔」であり、第二に「人気」である。火付盗賊改は収入の少い役職であるが、顔の利く役柄である。「長谷川の旦那がおっしゃるなら、それくらい金は何とか用立てましょう」という平蔵フアンの富裕なる町人は、何人か居たであらう。平蔵が俠氣を出して町人共の人氣を博した話は、随筆『わすれのこり』に見えている。本所に住む平蔵といえは誰知らぬ者はないと帰るときに、江戸へ出て仕事をしたい者は、俺をたよって来るがよい。本所の平蔵といえは誰知らぬ者はないと大言壮語した。その言をまに受けて、京都の葺き大工が江戸へ来て尋ねたが、本所の平蔵とのみではわからない。或る人、本所の平蔵といえばすぐわかると言われたときいて、それでは本所に隠れもない長谷川平蔵殿のことであらうと言ったので、件の大工は長谷川平蔵の屋敷へ迷い込んだ。平蔵はすぐさま本所を限って平蔵と名乗る者は、明朝六ツ時罷り出さずべき旨、配符を下し、集って来た五十人許りの平蔵の中から、大工の求める平蔵を選ばしめ、さてその者に対して申渡すよう、「此もの遙々其方を便りに、尋ね来りし間、其方に引渡し遣すなり。厚く世話いたしとらすべし。等閑の致方あるに於ては免すべからず。相応の有付あらば、急度届出べし」とあったという。これはいかにも見栄坊な、江戸ッ子らしい平蔵の面目を伝えた逸話であって、平蔵はこんなことで江戸の町人の人氣をあつめ、才覚の利く下地を作ったと思う。しかし、金の才覚にはどうしても無理が伴う。故に平蔵をわるく言う人も少くなかったであらう。「山師などいふ姦なることもあるよしにて、人々あしくぞいう」とあるのも、事実であらう。

しかし、定信をして平蔵に対してそのような悪感情を懐かしめたものは、森山の讒言ではないかと思う。森山は定信に取り入って、その愛顧を蒙った人物であって、寛政五年三月、定信が台命を蒙って伊豆、相模、安房、上総の浦々の海防を見廻ったときには、森山孝盛が定信に扈從している。

定信が「これまたしれれど、左計の人にあらざれば、この創業はなしがたし」として平蔵を起用したのは、定信の政治家として豪いところであるが、「まづこゝろみしなり」というのは、平蔵を使うだけ使って、あとは棄ててしまえという腹ぐるい魂胆であって、君子人の所業とは考えられない。

このような冷酷な、お人のわるい所があったので、定信も長く政権の座にすわっていることができず、寛政五年七月には、早くも將軍輔佐役並びに老中を辞せざるを得なくなったのであろうが、それは兎も角として、寛政四年六月、平蔵が人足寄場取扱を免ぜられたときには、火付盗賊改役故の如しとあるのみで、栄転の恩命に浴しなかったことの謎は、これに因って解き得る。天明以後、平蔵の職歴が芳しくないのは、平蔵が時の権力者である松平定信のお覚えがよくなかったからである。それには彼のライバルであった森山孝盛の讒言もあると思うが、根本の問題は、平蔵の田沼的性格が、定信の容れるところとならなかったことにあると思う。

## 五 平蔵の晩年と世評

松平定信が、心から平蔵を信頼していなかったことは、前述の通りであるが、明敏なる平蔵は夙に定信の心中を見透し、定信の恩遇を期待していなかったと思う。故に寛政四年六月、人足寄場取扱を免ぜられ、何の栄職にも転ぜしめられなかったときにも、彼は案外平気であったようである。定信に冷遇せられ、官界の栄達に望みを断った平蔵は、おのれが姦を摘し伏を発いて、江戸の治安維持に力を致すことに対して、江戸の市民が感謝と称讃とを送ってくれることに生きがいを見出していたようであって、寛政四年、人足寄場の事に煩わされなくなった彼は、ひたぶるに火付盗賊改の職務に勉強した。彼が『御仕置例類集』にのこした刑事判例は、寛政元年には

四件、二年には七件、三年には十九件であったのが、四年には二十五件、五年には四十七件、六年には七十六件と、寄場取扱を免ぜられてから、その件数がだんだん増加していつているのである。

定信が平蔵を「長谷川なにがし」と呼んで心中軽蔑していたのに対して、平蔵もうわべは兎も角として、心中では定信を軽蔑していた。『寄場起立』に収められている平蔵の伺書を読んでもみると、彼は決して腹を割って定信にものを言っていない。伺書では、人足寄場の用地が広ければ、周囲に有要な木を植えて、寄場の経費のたしにすることができるといつているが、彼の腹は広大な用地を占めてそれを町人に賃貸し、地代を稼ごうというにあったことは明かである。『寄場起立』所収の伺書には

加役方掛人足寄場請取候ニ付、仮竹矢来取建可申候、他所より入込候者も無之場所故、先達而申上候通、竹はた垣取建候様可仕と奉存候。仮矢来ニ取立候得ば、少分之儀ニは候得共、御入箇も相掛候事故、右之通取計可申候。相伺申候。以上。

というのがあがるが、その蔭では平蔵が「どうだ、しみつたれ親父、このくらい細かく儉約々々といえは、貴様も氣に入るだろうな」と、赤い舌を出しているように感ぜられる。

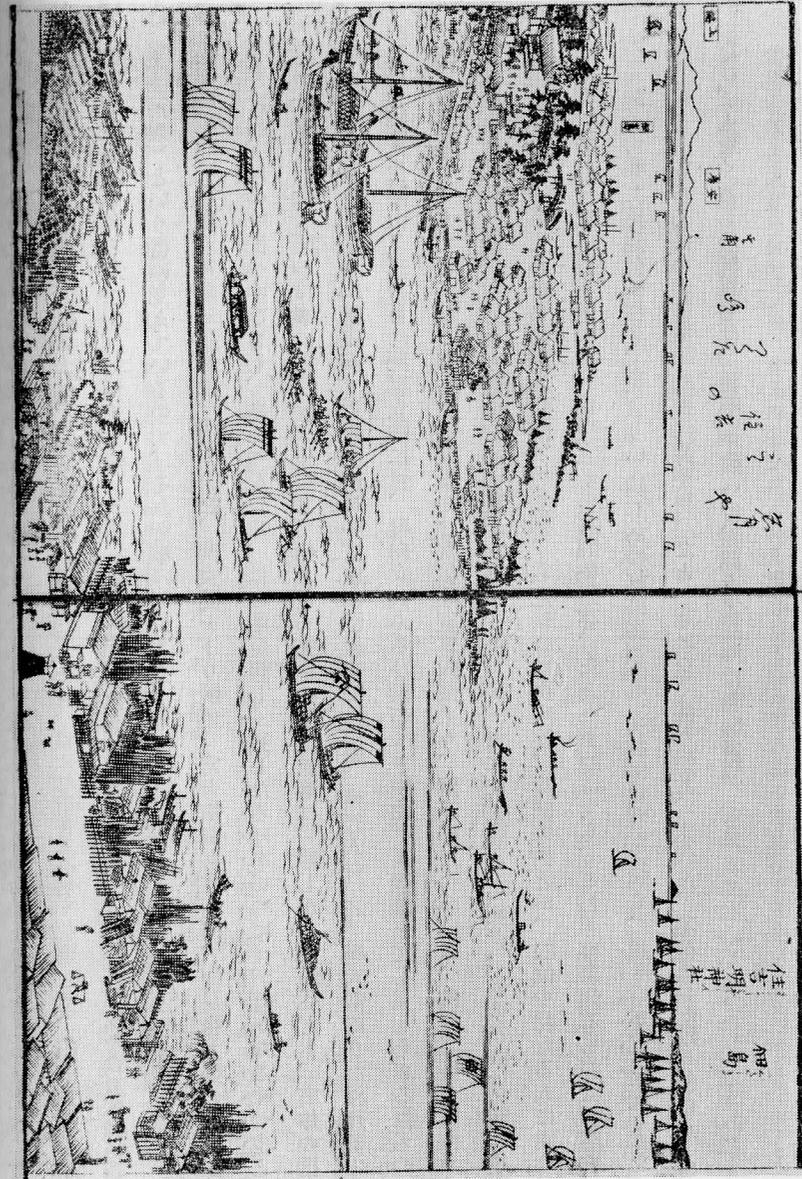
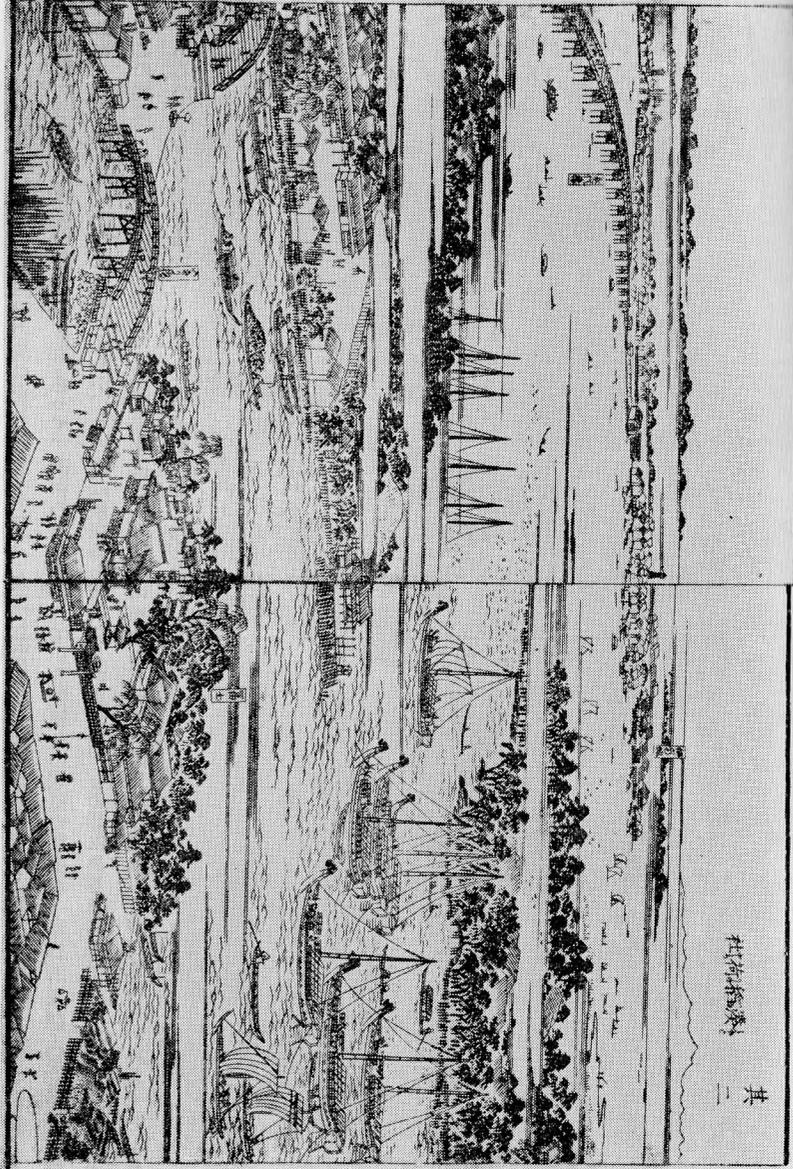
平蔵は人足寄場取扱を免ぜられてから、纔かに二年十一月で病死するが、江戸人は勿論、天下の庶民は、みな平蔵の死を惜しんだようであって、『古事類苑』に引くところの『歎歳餘録』なる書には、

寛政七年五月中、盜賊方御役長谷川平蔵殿卒去あり、これは近来稀成老吏にて、よく姦猾の叢を探ぐられ、取えがたき盗人をもあまたとらへられたれば、官にも町御奉所同様に、万事御取扱ありし人也。

とある。平蔵が能吏としての評判が高いわりに、榮達せず終ったことに対して疑問をもった人もあったと見えて、平蔵を町奉行にという声もあったが、身分が低いのでその事は実現されずに終わったと言っている書もある。

平蔵を重く用いなかった松平定信の側にも理窟はあろうが、私は平蔵に対してこの冷酷な処置をとった定信に対して好感がもてない。辻善之助博士は、『田沼時代』（大正四年十二月、日本学術普及会刊）を著して、田沼意次を揚げ、松平定信を貶しめられたが、辻博士も挙げられなかった定信に対する罵声怨声が『賤策雜収』（『日本經濟叢書』卷十一所収）という書に見えているので、それを挙げておこう。

松平越中守、当夏五月朔日登城仕、退出之節、御玄関を下り候処、寄合横田甚右衛門、押足輕大勢の人をかきわけ出、越中守面へゆびさし、あいつを見ろ、世の中を悪しく致したるはあいつにて、ばかなるやつ也と悪口仕事、前代未聞の珍事に御座候。下馬立て何となく善悪の噂仕事は、珍しからず候へども、右体の振舞はいまだ不承及事に御座候。近来引統越中守家に怪異有之候由。妻五人有之。老人雷にうたれ死候由。又老人病死仕候由。三日目に屍動立候に付、奥向女共ふるひおのゝき候由。其後誰とも見しらざる無名の虫、夥敷集り、うてども払へども立去兼候由。其後亦雀夥敷飛来り、障子襖をつひばみ、散り下破り候由。五月朔日登城仕候儀、前方より越中守心中穩かならずおそれ、常に出入候僧を招き、前夜祈禱為致、翌日罷出候へ共、至て心ならず恐れ候由。然る処、右之仕合に御座候。身柄家柄と申、四位少將たる人に向ひ、殊に御玄関前、式日群集の中に、卑賤之者の有間敷所存、たとへ酒酔にても、こわき事は知るものに御座候。全く越中守兼て感通仕候様子、夫よりいはしめ候事に御座候。引統怪異有之候も、越中守不仁にて、人を多く殺、人を多く痛め候積悪の餘殃に御座候。たとへ幸に全く終り候共、末代迄、不仁に執レ政、世をそこなひ、人をくるしめ候悪名は、消不申候へば、此上之恥辱は無之候。



絵図説明 図は、『江戸名所図会』巻之一、天柵之部の佃島の項の挿絵、(其一) 佃島住吉明神社と(其二) 湊稻荷社とである。(其一)の図は築地の方より隅田川の河口を見た図であって、左端に佃島住吉社の鳥居が小さく見えている。(其二)の図の佃島住吉社につづく樹林が即ち人足寄場であって、樹林の上に描かれている幾棟かの家屋の屋根が、奉行所及び人足部屋の屋根である。樹林の左端に小さな橋が見えるが、この橋は無宿島と石川島(新炭置場)との間にある濠に架せられている橋であって、この橋は、口絵にした明治四年の人足寄場平面図に、明瞭に描かれている。隅田両岸図は、江戸時代に描かれたものも幾つもあるが、人足寄場を描いたものは、この外には見あたらない。

## 人足寄場と心学

竹中靖一